

令和4年9月6日

第5回 日南町議会定例会議案

日 南 町

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この号及び第3条第7号において同じ。）が1歳6か月に達する日（以下この号及び第3条第7号において「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下この号及び第3条第7号において「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下</u> <u>同じ。）が1歳6か月に達する日（以下</u> <u>「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、</u> <u></u> <u>2歳に達する日）ま</u> <u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下</u> <u>「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」とい</u></p>



ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合にあって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)

\_\_\_\_とする。

(新設)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする\_\_\_\_\_育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする\_\_\_\_\_地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削る)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(削る)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を\_\_\_\_\_更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日\_\_\_\_\_を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期

\_\_\_\_\_の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の\_\_\_\_\_翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

<p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）</p> <p>(7) (略)</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第63号

日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり、日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条 日南町職員の定年等に関する条例（昭和59年日南町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条－第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条－第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第22条の4第1項及び第2項、<u>第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。ただし、病院又は保健センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、<u>年齢70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____ )<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> _____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。ただし、病院又は保健センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある \_\_\_\_\_ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る \_\_\_\_\_ 定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務 \_\_\_\_\_ に従事させるため引き続き勤務させることができる。 \_\_\_\_\_

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。 \_\_\_\_\_
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第3条ただし書に定める医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第8条第1項に規定する職

(2) 日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年日

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(新設)

(新設)

南町条例第12号)第4条に規定する職

(3) 日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成5年日南町条例第17号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

(新設)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

(新設)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督

職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

(新設)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生

ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

(新設)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

(新設)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(新設)

##### (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

(新設)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

(新設)

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(新設)

##### (雑則)

(新設)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和●年日南町条例第●号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に定める職員に対する令和4年改正条例による改正後の第3条ただし書の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

附 則

1・2 (略)

(新設)

(新設)

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に定める職員を除く。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(新設)

備考 改正部分は下線の部分である

第2条 日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料額のうち、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>11 (削除)</p> <p>第4条の2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>



た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し勤務1時間につき第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範

た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し勤務1時間につき第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は \_\_\_\_\_ その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範

囲で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 (略)

6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗

囲で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 (略)

6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗

じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、別に定める職員数)を減じたもので除して得た額とする。

- 2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、別に定める職員数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に別に定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 (略)

2 (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給す

じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ にあっては、別に定める職員数)を減じたもので除して得た額とする。

- 2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7.75に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ にあっては、別に定める職員数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち別に定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に別に定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第19条 (略)

2 (略)

- 3 再任用職員 \_\_\_\_\_に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給す



ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(新設)

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和●年日南町条例第●号)による改正前の日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 日南町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職員

(4) 日南町職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員

(5) 日南町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用された職員を除く。)

13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前

(新設)

日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以降、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 (新設)

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)にあつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 (新設)

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規 (新設)

定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

(新設)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400

		00	00	00	00	00	00
3	148,4	199,1	234,6	267,8	294,0	323,7	
		00	00	00	00	00	
4	149,5	200,9	236,2	269,9	296,0	325,9	
		00	00	00	00	00	
5	150,6	202,4	237,6	271,6	297,9	328,1	
		00	00	00	00	00	
6	151,7	204,2	239,3	273,4	300,0	330,1	
		00	00	00	00	00	
7	152,8	206,0	240,8	275,2	302,2	332,3	
		00	00	00	00	00	
8	153,9	207,8	242,4	277,2	304,2	334,5	
		00	00	00	00	00	
9	154,9	209,4	243,5	279,2	306,1	336,4	
		00	00	00	00	00	
10	156,3	211,2	245,0	281,2	308,4	338,6	
		00	00	00	00	00	
11	157,6	213,0	246,6	283,1	310,6	340,6	
		00	00	00	00	00	

		00	00	00	00	00	00
3	148,4	199,1	234,6	267,8	294,0	323,7	
		00	00	00	00	00	
4	149,5	200,9	236,2	269,9	296,0	325,9	
		00	00	00	00	00	
5	150,6	202,4	237,6	271,6	297,9	328,1	
		00	00	00	00	00	
6	151,7	204,2	239,3	273,4	300,0	330,1	
		00	00	00	00	00	
7	152,8	206,0	240,8	275,2	302,2	332,3	
		00	00	00	00	00	
8	153,9	207,8	242,4	277,2	304,2	334,5	
		00	00	00	00	00	
9	154,9	209,4	243,5	279,2	306,1	336,4	
		00	00	00	00	00	
10	156,3	211,2	245,0	281,2	308,4	338,6	
		00	00	00	00	00	
11	157,6	213,0	246,6	283,1	310,6	340,6	
		00	00	00	00	00	

12	158,9 00	214,8 00	247,9 00	285,0 00	312,9 00	342,8 00
13	160,1 00	216,2 00	249,4 00	287,0 00	315,0 00	344,6 00
14	161,6 00	218,0 00	250,8 00	288,9 00	317,1 00	346,6 00
15	163,1 00	219,7 00	252,1 00	290,8 00	319,3 00	348,6 00
16	164,7 00	221,5 00	253,5 00	292,6 00	321,4 00	350,6 00
17	165,9 00	223,2 00	255,0 00	294,4 00	323,3 00	352,3 00
18	167,4 00	224,9 00	256,5 00	296,4 00	325,3 00	354,3 00
19	168,9 00	226,5 00	258,2 00	298,5 00	327,3 00	356,1 00
20	170,4 00	228,1 00	260,0 00	300,5 00	329,3 00	358,0 00

12	158,9 00	214,8 00	247,9 00	285,0 00	312,9 00	342,8 00
13	160,1 00	216,2 00	249,4 00	287,0 00	315,0 00	344,6 00
14	161,6 00	218,0 00	250,8 00	288,9 00	317,1 00	346,6 00
15	163,1 00	219,7 00	252,1 00	290,8 00	319,3 00	348,6 00
16	164,7 00	221,5 00	253,5 00	292,6 00	321,4 00	350,6 00
17	165,9 00	223,2 00	255,0 00	294,4 00	323,3 00	352,3 00
18	167,4 00	224,9 00	256,5 00	296,4 00	325,3 00	354,3 00
19	168,9 00	226,5 00	258,2 00	298,5 00	327,3 00	356,1 00
20	170,4 00	228,1 00	260,0 00	300,5 00	329,3 00	358,0 00

21	171,7	229,5	261,6	302,4	331,0	359,9
	00	00	00	00	00	00
22	174,4	231,2	263,3	304,5	333,1	361,8
	00	00	00	00	00	00
23	177,0	232,8	264,9	306,5	335,1	363,8
	00	00	00	00	00	00
24	179,6	234,4	266,5	308,6	337,2	365,7
	00	00	00	00	00	00
25	182,2	235,4	268,4	310,3	338,6	367,7
	00	00	00	00	00	00
26	183,9	236,9	270,2	312,4	340,5	369,6
	00	00	00	00	00	00
27	185,5	238,3	271,9	314,4	342,4	371,6
	00	00	00	00	00	00
28	187,2	239,5	273,6	316,4	344,3	373,6
	00	00	00	00	00	00
29	188,7	240,7	275,3	318,1	345,9	375,1
	00	00	00	00	00	00
30	190,4	241,9	277,0	320,1	347,8	376,9

21	171,7	229,5	261,6	302,4	331,0	359,9
	00	00	00	00	00	00
22	174,4	231,2	263,3	304,5	333,1	361,8
	00	00	00	00	00	00
23	177,0	232,8	264,9	306,5	335,1	363,8
	00	00	00	00	00	00
24	179,6	234,4	266,5	308,6	337,2	365,7
	00	00	00	00	00	00
25	182,2	235,4	268,4	310,3	338,6	367,7
	00	00	00	00	00	00
26	183,9	236,9	270,2	312,4	340,5	369,6
	00	00	00	00	00	00
27	185,5	238,3	271,9	314,4	342,4	371,6
	00	00	00	00	00	00
28	187,2	239,5	273,6	316,4	344,3	373,6
	00	00	00	00	00	00
29	188,7	240,7	275,3	318,1	345,9	375,1
	00	00	00	00	00	00
30	190,4	241,9	277,0	320,1	347,8	376,9

		00	00	00	00	00	00
31	192,2	242,9	278,8	322,2	349,7	378,7	
		00	00	00	00	00	
32	193,9	244,1	280,3	324,3	351,5	380,3	
		00	00	00	00	00	
33	195,5	245,4	281,8	325,5	353,4	382,1	
		00	00	00	00	00	
34	196,9	246,4	283,7	327,5	355,2	383,5	
		00	00	00	00	00	
35	198,4	247,6	285,5	329,4	357,0	385,0	
		00	00	00	00	00	
36	199,9	248,9	287,4	331,5	358,7	386,6	
		00	00	00	00	00	
37	201,2	249,8	289,0	333,4	360,1	388,0	
		00	00	00	00	00	
38	202,5	251,1	290,7	335,3	361,4	389,2	
		00	00	00	00	00	
39	203,7	252,3	292,5	337,3	362,8	390,4	
		00	00	00	00	00	

		00	00	00	00	00	00
31	192,2	242,9	278,8	322,2	349,7	378,7	
		00	00	00	00	00	
32	193,9	244,1	280,3	324,3	351,5	380,3	
		00	00	00	00	00	
33	195,5	245,4	281,8	325,5	353,4	382,1	
		00	00	00	00	00	
34	196,9	246,4	283,7	327,5	355,2	383,5	
		00	00	00	00	00	
35	198,4	247,6	285,5	329,4	357,0	385,0	
		00	00	00	00	00	
36	199,9	248,9	287,4	331,5	358,7	386,6	
		00	00	00	00	00	
37	201,2	249,8	289,0	333,4	360,1	388,0	
		00	00	00	00	00	
38	202,5	251,1	290,7	335,3	361,4	389,2	
		00	00	00	00	00	
39	203,7	252,3	292,5	337,3	362,8	390,4	
		00	00	00	00	00	

40	205,0	253,6	294,3	339,2	364,2	391,5
	00	00	00	00	00	00
41	206,3	255,0	295,8	341,1	365,5	392,6
	00	00	00	00	00	00
42	207,6	256,4	297,5	343,0	366,4	393,8
	00	00	00	00	00	00
43	208,9	257,6	299,0	344,8	367,5	395,0
	00	00	00	00	00	00
44	210,2	258,8	300,6	346,7	368,6	396,1
	00	00	00	00	00	00
45	211,3	260,0	302,2	348,2	369,4	396,8
	00	00	00	00	00	00
46	212,6	261,2	303,9	349,6	370,3	397,5
	00	00	00	00	00	00
47	213,9	262,5	305,5	351,1	371,2	398,2
	00	00	00	00	00	00
48	215,2	263,6	307,2	352,6	372,1	398,9
	00	00	00	00	00	00

40	205,0	253,6	294,3	339,2	364,2	391,5
	00	00	00	00	00	00
41	206,3	255,0	295,8	341,1	365,5	392,6
	00	00	00	00	00	00
42	207,6	256,4	297,5	343,0	366,4	393,8
	00	00	00	00	00	00
43	208,9	257,6	299,0	344,8	367,5	395,0
	00	00	00	00	00	00
44	210,2	258,8	300,6	346,7	368,6	396,1
	00	00	00	00	00	00
45	211,3	260,0	302,2	348,2	369,4	396,8
	00	00	00	00	00	00
46	212,6	261,2	303,9	349,6	370,3	397,5
	00	00	00	00	00	00
47	213,9	262,5	305,5	351,1	371,2	398,2
	00	00	00	00	00	00
48	215,2	263,6	307,2	352,6	372,1	398,9
	00	00	00	00	00	00

49	216,3	264,7	308,1	354,2	373,0	399,5
	00	00	00	00	00	00
50	217,4	265,8	309,6	355,0	373,8	400,1
	00	00	00	00	00	00
51	218,4	267,1	311,1	356,2	374,6	400,6
	00	00	00	00	00	00
52	219,5	268,4	312,7	357,2	375,4	401,0
	00	00	00	00	00	00
53	220,6	269,4	314,3	358,1	376,1	401,4
	00	00	00	00	00	00
54	221,6	270,5	315,9	359,2	376,8	401,7
	00	00	00	00	00	00
55	222,5	271,8	317,5	360,1	377,5	402,0
	00	00	00	00	00	00
56	223,5	273,1	319,0	361,2	378,2	402,3
	00	00	00	00	00	00
57	223,8	274,0	320,5	362,1	378,7	402,6
	00	00	00	00	00	00
58	224,6	275,0	321,7	362,8	379,3	402,9

49	216,3	264,7	308,1	354,2	373,0	399,5
	00	00	00	00	00	00
50	217,4	265,8	309,6	355,0	373,8	400,1
	00	00	00	00	00	00
51	218,4	267,1	311,1	356,2	374,6	400,6
	00	00	00	00	00	00
52	219,5	268,4	312,7	357,2	375,4	401,0
	00	00	00	00	00	00
53	220,6	269,4	314,3	358,1	376,1	401,4
	00	00	00	00	00	00
54	221,6	270,5	315,9	359,2	376,8	401,7
	00	00	00	00	00	00
55	222,5	271,8	317,5	360,1	377,5	402,0
	00	00	00	00	00	00
56	223,5	273,1	319,0	361,2	378,2	402,3
	00	00	00	00	00	00
57	223,8	274,0	320,5	362,1	378,7	402,6
	00	00	00	00	00	00
58	224,6	275,0	321,7	362,8	379,3	402,9

		00	00	00	00	00	00
59	225,4	275,9	322,9	363,5	379,9	403,2	
		00	00	00	00	00	
60	226,1	277,0	324,1	364,2	380,6	403,5	
		00	00	00	00	00	
61	226,8	278,1	324,8	364,6	381,0	403,8	
		00	00	00	00	00	
62	227,8	279,1	325,7	365,2	381,7	404,1	
		00	00	00	00	00	
63	228,6	280,0	326,5	365,9	382,3	404,4	
		00	00	00	00	00	
64	229,4	281,0	327,3	366,6	382,9	404,7	
		00	00	00	00	00	
65	230,1	281,5	328,2	366,9	383,3	405,0	
		00	00	00	00	00	
66	230,8	282,4	328,6	367,6	383,9	405,3	
		00	00	00	00	00	
67	231,7	283,1	329,3	368,3	384,5	405,6	
		00	00	00	00	00	

		00	00	00	00	00	00
59	225,4	275,9	322,9	363,5	379,9	403,2	
		00	00	00	00	00	
60	226,1	277,0	324,1	364,2	380,6	403,5	
		00	00	00	00	00	
61	226,8	278,1	324,8	364,6	381,0	403,8	
		00	00	00	00	00	
62	227,8	279,1	325,7	365,2	381,7	404,1	
		00	00	00	00	00	
63	228,6	280,0	326,5	365,9	382,3	404,4	
		00	00	00	00	00	
64	229,4	281,0	327,3	366,6	382,9	404,7	
		00	00	00	00	00	
65	230,1	281,5	328,2	366,9	383,3	405,0	
		00	00	00	00	00	
66	230,8	282,4	328,6	367,6	383,9	405,3	
		00	00	00	00	00	
67	231,7	283,1	329,3	368,3	384,5	405,6	
		00	00	00	00	00	

68	232,7 00	284,0 00	330,1 00	369,0 00	385,1 00	405,9 00
69	233,4 00	285,0 00	330,9 00	369,3 00	385,5 00	406,1 00
70	234,0 00	285,8 00	331,6 00	369,9 00	386,0 00	406,4 00
71	234,5 00	286,6 00	332,3 00	370,6 00	386,5 00	406,7 00
72	235,2 00	287,4 00	333,0 00	371,2 00	387,1 00	407,0 00
73	236,0 00	288,2 00	333,5 00	371,5 00	387,4 00	407,2 00
74	236,6 00	288,7 00	334,1 00	372,1 00	387,8 00	407,5 00
75	237,2 00	289,1 00	334,6 00	372,8 00	388,2 00	407,8 00
76	237,7 00	289,6 00	335,2 00	373,4 00	388,6 00	408,0 00

68	232,7 00	284,0 00	330,1 00	369,0 00	385,1 00	405,9 00
69	233,4 00	285,0 00	330,9 00	369,3 00	385,5 00	406,1 00
70	234,0 00	285,8 00	331,6 00	369,9 00	386,0 00	406,4 00
71	234,5 00	286,6 00	332,3 00	370,6 00	386,5 00	406,7 00
72	235,2 00	287,4 00	333,0 00	371,2 00	387,1 00	407,0 00
73	236,0 00	288,2 00	333,5 00	371,5 00	387,4 00	407,2 00
74	236,6 00	288,7 00	334,1 00	372,1 00	387,8 00	407,5 00
75	237,2 00	289,1 00	334,6 00	372,8 00	388,2 00	407,8 00
76	237,7 00	289,6 00	335,2 00	373,4 00	388,6 00	408,0 00

77	238,4	289,8	335,5	373,8	388,9	408,2
	00	00	00	00	00	00
78	239,1	290,1	336,0	374,3	389,2	408,5
	00	00	00	00	00	00
79	239,8	290,3	336,4	374,9	389,5	408,8
	00	00	00	00	00	00
80	240,3	290,7	336,9	375,4	389,8	409,0
	00	00	00	00	00	00
81	240,8	290,9	337,3	375,9	390,0	409,2
	00	00	00	00	00	00
82	241,5	291,1	337,8	376,5	390,3	409,5
	00	00	00	00	00	00
83	242,2	291,5	338,3	377,0	390,6	409,8
	00	00	00	00	00	00
84	242,9	291,8	338,8	377,3	390,8	410,0
	00	00	00	00	00	00
85	243,5	292,1	339,1	377,7	391,0	410,2
	00	00	00	00	00	00
86	244,2	292,4	339,5	378,2	391,3	

77	238,4	289,8	335,5	373,8	388,9	408,2
	00	00	00	00	00	00
78	239,1	290,1	336,0	374,3	389,2	408,5
	00	00	00	00	00	00
79	239,8	290,3	336,4	374,9	389,5	408,8
	00	00	00	00	00	00
80	240,3	290,7	336,9	375,4	389,8	409,0
	00	00	00	00	00	00
81	240,8	290,9	337,3	375,9	390,0	409,2
	00	00	00	00	00	00
82	241,5	291,1	337,8	376,5	390,3	409,5
	00	00	00	00	00	00
83	242,2	291,5	338,3	377,0	390,6	409,8
	00	00	00	00	00	00
84	242,9	291,8	338,8	377,3	390,8	410,0
	00	00	00	00	00	00
85	243,5	292,1	339,1	377,7	391,0	410,2
	00	00	00	00	00	00
86	244,2	292,4	339,5	378,2	391,3	

		00	00	00	00	00
87	244,9	292,7	340,0	378,6	391,6	
		00	00	00	00	00
88	245,6	293,1	340,4	379,0	391,8	
		00	00	00	00	00
89	246,1	293,4	340,7	379,4	392,0	
		00	00	00	00	00
90	246,6	293,8	341,1	379,9	392,3	
		00	00	00	00	00
91	246,9	294,1	341,6	380,3	392,6	
		00	00	00	00	00
92	247,3	294,5	342,0	380,7	392,8	
		00	00	00	00	00
93	247,6	294,7	342,2	381,0	393,0	
		00	00	00	00	00
94		294,9	342,6			
		00	00			
95		295,2	343,1			
		00	00			

		00	00	00	00	00
87	244,9	292,7	340,0	378,6	391,6	
		00	00	00	00	00
88	245,6	293,1	340,4	379,0	391,8	
		00	00	00	00	00
89	246,1	293,4	340,7	379,4	392,0	
		00	00	00	00	00
90	246,6	293,8	341,1	379,9	392,3	
		00	00	00	00	00
91	246,9	294,1	341,6	380,3	392,6	
		00	00	00	00	00
92	247,3	294,5	342,0	380,7	392,8	
		00	00	00	00	00
93	247,6	294,7	342,2	381,0	393,0	
		00	00	00	00	00
94		294,9	342,6			
		00	00			
95		295,2	343,1			
		00	00			

96	295,6 00	343,5 00
97	295,8 00	343,7 00
98	296,1 00	344,1 00
99	296,5 00	344,5 00
100	296,9 00	344,8 00
101	297,1 00	345,1 00
102	297,4 00	345,5 00
103	297,8 00	345,9 00
104	298,1 00	346,3 00

96	295,6 00	343,5 00
97	295,8 00	343,7 00
98	296,1 00	344,1 00
99	296,5 00	344,5 00
100	296,9 00	344,8 00
101	297,1 00	345,1 00
102	297,4 00	345,5 00
103	297,8 00	345,9 00
104	298,1 00	346,3 00

105	298,3	346,8
	00	00
106	298,6	347,2
	00	00
107	299,0	347,6
	00	00
108	299,3	348,0
	00	00
109	299,5	348,5
	00	00
110	299,9	348,9
	00	00
111	300,3	349,2
	00	00
112	300,6	349,5
	00	00
113	300,8	350,0
	00	00
114	301,0	

105	298,3	346,8
	00	00
106	298,6	347,2
	00	00
107	299,0	347,6
	00	00
108	299,3	348,0
	00	00
109	299,5	348,5
	00	00
110	299,9	348,9
	00	00
111	300,3	349,2
	00	00
112	300,6	349,5
	00	00
113	300,8	350,0
	00	00
114	301,0	

	00
115	301,3
	00
116	301,7
	00
117	301,9
	00
118	302,1
	00
119	302,4
	00
120	302,7
	00
121	303,1
	00
122	303,3
	00
123	303,6
	00

	00
115	301,3
	00
116	301,7
	00
117	301,9
	00
118	302,1
	00
119	302,4
	00
120	302,7
	00
121	303,1
	00
122	303,3
	00
123	303,6
	00

	124		303,9 00				
	125		304,2 00				
<u>定年前再任用短時間勤務</u> <u>職員</u>		187,7 00	215,2 00	255,2 00	274,6 00	289,7 00	315,1 00

	124		303,9 00				
	125		304,2 00				
<u>再任用職員</u>		187,7 00	215,2 00	255,2 00	274,6 00	289,7 00	315,1 00

備考 改正部分は下線の部分である。

第3条 日南町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年日南町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条 第4条、第4条の2、第5条の2の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(<u>定年引上げに伴う特例</u>)</p> <p>6 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、規則で定める当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>7 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>日南町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延</u></p>	<p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条 第4条、第4条の2、第5条の2の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

長された同条例第6条に規定する職員

(3) 日南町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用された職員を除く。)

備考 改正部分は下線の部分である。

第4条 日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成5年日南町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第6条及び第8条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>6 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職員</u></p>	<p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第6条及び第8条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(3) 日南町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用された職員を除く。)

7 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以降、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 (新設)

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 (新設)

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の適用を (新設)

受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)にあって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 (新設)

11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条の規定の適用については、給料の月額に附則第7項又は前2項の規定による給料を加えた合計額を基礎額として算定するものとする。第17条の規定の適用についても、同様とする。 (新設)

12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (新設)

備考 改正部分は下線の部分である。

第5条 日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年日南町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第8条まで及び第10条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(<u>定年引上げに伴う給与の特例</u>)</p> <p>2 <u>当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の</u></p>	<p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第8条まで及び第10条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>_____</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職員

(3) 日南町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用された職員を除く。)

4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以降、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(新設)

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と

(新設)

<p><u>当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	
<p>6 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)にあつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新設)
<p>7 <u>附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新設)
<p>8 <u>附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の規定の適用については、給料の月額に附則第4項又は前2項の規定による給料を加えた合計額を基礎額として算定するものとする。第18条の規定の適用についても、同様とする。</u></p>	(新設)
<p>9 <u>附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	(新設)

備考 改正部分は下線の部分である

第6条 日南町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日南町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号）第2条から第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は、終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

別添 表1

第4条 第3項	決定 する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
第4条	決定	決定するものとし、その者の給与月額は、その者の受ける

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号）第2条から第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は、終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 （略）

別添 表1

第4条 第3項	決定 する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
第4条	決定	決定するものとし、その者の給与月額は、その者の受ける

第4項及び第6項	する	号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
削る		
第11条第2項第2号	定年再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業法に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第3項	前項	日南町職員の育児休業等に関する条例第14条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が日南町職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし

第4項及び第6項	する	号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業法に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第3項	前項	日南町職員の育児休業等に関する条例第14条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が日南町職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし

項		書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項及び第20条第3項	給与の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第6項	別に	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して別に

別添 表2

第4条	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定め
-----	------	---

		書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項及び第20条第3項	給与の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第6項	別に	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して別に

別添 表2

第4条	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定め
-----	------	---

第3項		られたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

第3項		られたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

		125) を乗じて得た額とする
第13 条第 3項	前項	日南町職員の育児休業等に関する条例第24条
第13 条第 5項	要しな い	要しない。ただし、当該時間が日南町職員の育児休業等に関する条例第24条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
第25 条の 3	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	<u>任期付短時間勤務職員</u>

		125) を乗じて得た額とする
第13 条第 3項	前項	日南町職員の育児休業等に関する条例第24条
第13 条第 5項	要し ない	要しない。ただし、当該時間が日南町職員の育児休業等に関する条例第24条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
第25 条の 第 3項	再任 用職 員	<u>任期付短時間勤務職員</u>

備考 改正部分は下線の部分である。

第7条 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日まで5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員について</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項_____の規定により採用された職員で同項_____に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日まで5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員について</p>

は、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合は、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付時間勤務職員にあつては、8日以上での週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

は、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合は、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付時間勤務職員にあつては、8日以上での週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。

備考 改正部分は下線の部分である。

第8条 日南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年日南町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

第9条 日南町職員の分限に関する条例(昭和45年日南町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(降任、免職及び休職の手續) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 任命権者は、職員を降任した場合、降給することができる。</u></p>	<p>(降任、免職及び休職の手續) 第2条 (略) 2 (略) (新設)</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

第10条 日南町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和45年日南町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u> (地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日南町条例第7号)第17条から第20条に規定する報酬の額を除く。)の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えたときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、_____給料の月額 (地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日南町条例第7号)第17条から第20条に規定する報酬の額を除く。)の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

第11条 公益的法人等への日南町職員の派遣等に関する条例(平成17年日南町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号。次号において「定年条例」という。)</u>第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>定年条例</u> 第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号_____ )第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>日南町職員の定年等に関する条例</u>第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p>

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(新設)

(6) (略)

(5) (略)

備考 改正部分は下線の部分である。

第12条 外国の地方公表団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成13年日南町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号。次号において「定年条例」という。)</u>第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号_____ )第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

第13条 日南町職員の再任用に関する条例(平成13年日南町条例第5号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(前条本文に定める施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号。以下この条から附則第7条までにおいて「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。この条から附則第9条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。この条から附則第8条までにおいて同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用されるこという。以下同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
  - 4 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
  - 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時

間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(日南町職員の給与に関する条例に関する経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号。以下この条において「新条例」という。)

附則第11項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(この項及び次項においては、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職(以下「暫定再任用短時間勤務職員」

という。)を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される日南町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される日南町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の職務の級に応じた額に、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第2項、第13条第2項及び第16条の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第19条第2項の規定を適用する。
- 7 新条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和●年日南町条例第●号)附則第12条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 新条例第9条、第10条、第10条の2及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は町長が規則で定める。  
(日南町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の日南町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年日南町条例第13号)第19条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

(日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例に関する経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、第4条の規定による改正後の日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成5年日南町条例第17号)第23条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

(日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置)

第15条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号。以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第64号

## 令和4年度日南町一般会計補正予算（第3号）

令和4年度日南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,949,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		8,884	1,600	10,484
	1 分担金	2,800	1,600	4,400
14 国庫支出金		519,857	34,347	554,204
	1 国庫負担金	215,552	8,106	223,658
	2 国庫補助金	303,410	26,241	329,651
15 県支出金		850,705	10,780	861,485
	2 県補助金	639,487	10,780	650,267
16 財産収入		93,387	11,269	104,656
	1 財産運用収入	17,087	269	17,356
	2 財産売払収入	76,300	11,000	87,300
18 繰入金		404,399	28,456	432,855
	2 基金繰入金	404,399	28,456	432,855
20 諸収入		246,404	170	246,574
	7 雑入	37,942	170	38,112
21 町債		939,100	9,900	949,000
	1 町債	939,100	9,900	949,000
歳入	合計	6,852,847	96,522	6,949,369

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		69,346	490	69,836
	1 議会費	69,346	490	69,836
2 総務費		1,182,845	10,061	1,192,906
	1 総務管理費	1,073,728	10,061	1,083,789
3 民生費		1,104,170	5,271	1,109,441
	1 社会福祉費	737,395	4,853	742,248
	2 児童福祉費	273,039	418	273,457
4 衛生費		979,402	4,110	983,512
	1 保健衛生費	339,251	4,110	343,361
6 農林水産業費		1,379,480	29,232	1,408,712
	1 農業費	980,327	△132	980,195
	2 林業費	399,153	29,364	428,517
7 商工費		129,325	20,346	149,671
	1 商工費	129,325	20,346	149,671
8 土木費		563,735	4,405	568,140
	1 土木管理費	27,915	1,100	29,015
	2 道路橋梁費	510,486	3,305	513,791
9 消防費		167,900	1,760	169,660
	1 消防費	167,900	1,760	169,660
10 教育費		485,111	1,747	486,858
	2 小学校費	33,813	188	34,001
	5 社会教育費	175,792	1,559	177,351
11 災害復旧費		22,500	19,100	41,600
	1 農林水産施設災害復旧費	11,000	19,100	30,100

## 3 (一般会計)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	6,852,847	96,522	6,949,369
	合			
	計			

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎の一部貸付に伴う国庫納付金	令和5年度～令和7年度	300

## 第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	51,000	証書借入又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	52,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎対策事業	611,900	同上	同上	同上	616,100	同上	同上	同上
過疎地域持続的発展事業	129,400	同上	同上	同上	133,400	同上	同上	同上

**令和4年度日南町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	8,884	1,600	10,484
14 国庫支出金	519,857	34,347	554,204
15 県支出金	850,705	10,780	861,485
16 財産収入	93,387	11,269	104,656
18 繰入金	404,399	28,456	432,855
20 諸収入	246,404	170	246,574
21 町債	939,100	9,900	949,000
歳入合計	6,852,847	96,522	6,949,369

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	69,346	490	69,836				490
2 総務費	1,182,845	10,061	1,192,906			269	9,792
3 民生費	1,104,170	5,271	1,109,441	651	4,000		620
4 衛生費	979,402	4,110	983,512	12,590			△8,480
6 農林水産業費	1,379,480	29,232	1,408,712		4,200	79	24,953
7 商工費	129,325	20,346	149,671	20,346			
8 土木費	563,735	4,405	568,140				4,405
9 消防費	167,900	1,760	169,660		1,700		60
10 教育費	485,111	1,747	486,858	1,140			607
11 災害復旧費	22,500	19,100	41,600	10,400		1,600	7,100
歳出合計	6,852,847	96,522	6,949,369	45,127	9,900	1,948	39,547

## 2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 災害復旧費分担金	0	1,600	1,600	1 農林水産施設災害復旧費分担金	1,600	耕地災害等復旧費分担金 1,600
計	2,800	1,600	4,400			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

4 衛生費国庫負担金	8,690	8,106	16,796	1 保健衛生費負担金	8,106	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 8,106
計	215,552	8,106	223,658			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

4 衛生費国庫補助金	5,995	4,484	10,479	1 保健衛生費補助金	4,484	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 4,484
10 教育費国庫補助金	5,387	760	6,147	3 中学校費補助金	△900	学校保健特別対策事業費補助金 △900
				5 社会教育費補助金	760	埋蔵文化財緊急調査費補助金 760
				6 学校教育費補助金	900	学校保健特別対策事業費補助金 900
22 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	101,480	20,997	122,477	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,997	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 20,997
計	303,410	26,241	329,651			

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 教育費県補助金	7,372	380	7,752	5 社会教育費補助金	380	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金 380
11 災害復旧費県補助金	0	10,400	10,400	1 農林水産施設災害復旧費補助金	10,400	耕地災害等復旧費補助金 10,400
計	639,487	10,780	650,267			

## (款) 16 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	10,107	269	10,376	1 土地建物貸付収入	269	施設貸付収入 269
計	17,087	269	17,356			

## (款) 16 財産収入

## (項) 2 財産売却収入

4 有価証券売却収入	0	11,000	11,000	1 有価証券売却収入	11,000	
計	76,300	11,000	87,300			

## (款) 18 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	377,074	28,456	405,530	1 財政調整基金繰入金	28,456	財政調整基金繰入金 28,456
計	404,399	28,456	432,855			

## 5 (一般会計)

(款) 20 諸収入

(項) 7 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	37,942	170	38,112	90 雑入	170	雑入[特定財源] 170
計	37,942	170	38,112			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

2 総務債	51,000	1,700	52,700	1 総務管理債	1,700	緊急防災・減災事業債 1,700
12 過疎債	741,300	8,200	749,500	1 過疎債	8,200	過疎対策事業債 4,200 過疎地域持続的発展特別事業債 4,000
計	939,100	9,900	949,000			

### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	69,346	490	69,836				490	3 職員手当等	490	議会活動	490
計	69,346	490	69,836				490				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

2 文書広報費	6,167	4,000	10,167				4,000	12 委託料	4,000	文書管理事務	4,000
5 財産管理費	56,700	1,031	57,731			269	762	3 職員手当等	980	庁舎管理事務	1,031
								18 負担金補助及び交付金	51		
8 電子計算費	97,289	4,970	102,259				4,970	17 備品購入費	4,970	電算管理運営事務	4,970
10 諸費	525,888	60	525,948				60	3 職員手当等	60	タウンズネット管理運営事務	60
計	1,073,728	10,061	1,083,789			269	9,792				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	363,768	4,853	368,621	651	4,000		202	12 委託料	2,000	民生一般管理事務（住民課）	4,000
								18 負担金補助及び交付金	2,000	民生一般管理事務（福祉保健課）	202
										障害者サポート事業	651
								19 扶助費	651		
								22 償還金利子及び割引料	202		
計	737,395	4,853	742,248	651	4,000		202				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 認定こども園費	181,366	418	181,784				418	10 需用費	418	認定こども園管理運営事務	418
計	273,039	418	273,457				418				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	64,375	△8,959	55,416				△8,959	2 給料	△4,640	健康福祉センター管理運営事務	△3,750
								3 職員手当等	△3,260	保健衛生一般事務費	△5,209
								4 共済費	△1,266		
								17 備品購入費	207		
2 予防費	31,064	13,069	44,133	12,590			479	2 給料	610	予防衛生一般事業	13,069
								3 職員手当等	1,579		
								10 需用費	40		
								11 役務費	499		
								12 委託料	10,219		
								13 使用料及び賃借料	122		
計	339,251	4,110	343,361	12,590			△8,480				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	103,352	△1,731	101,621			79	△1,810	3 職員手当等	△1,810	農業後継者育成対策事業 79
								22 償還金利子及び割引料	79	農業総務一般事務(農業委員会) △1,810
3 農業振興費	597,154	286	597,440				286	22 償還金利子及び割引料	286	中山間地域等直接支払推進事業 286
4 畜産業費	5,955	1,313	7,268				1,313	8 旅費	230	畜産振興対策事業 1,313
								10 需用費	171	
								13 使用料及び賃借料	35	
								18 負担金補助及び交付金	877	
計	980,327	△132	980,195			79	△211			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業総務費	27,036	8,027	35,063		4,200		3,827	2 給料	2,440	林業一般管理事務 8,027
								3 職員手当等	850	
								4 共済費	457	
								18 負担金補助及び交付金	4,280	
2 林業振興費	191,809	21,337	213,146				21,337	3 職員手当等	1,020	町造林事業 13,094
								4 共済費	274	林業後継者育成対策事業 8,243
								11 役務費	1,078	

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								16 公有財産購入費	11,000	
								17 備品購入費	7,800	
								26 公課費	165	
計	399,153	29,364	428,517		4,200		25,164			

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工総務費	60,420	20,346	80,766	20,346				12 委託料	15,408	商工総務一般管理事務	2,250
								18 負担金補助及び交付金	4,938	企業支援対策事業	18,096
計	129,325	20,346	149,671	20,346							

## (款) 8 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	27,915	1,100	29,015				1,100	3 職員手当等	1,100	土木一般管理事務	1,100
計	27,915	1,100	29,015				1,100				

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	360,476	3,305	363,781				3,305	2 給料	2,200	道路維持管理事業	3,305
								3 職員手当等	570		
								4 共済費	535		
計	510,486	3,305	513,791				3,305				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 消防施設費	136,286	1,760	138,046		1,700		60	14 工事請負費	1,760	消防施設整備管理事業	1,760
計	167,900	1,760	169,660		1,700		60				

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	28,132	76	28,208				76	11 役務費	7	学校管理運営事務	76
								17 備品購入費	69		
2 教育振興費	5,681	112	5,793				112	19 扶助費	112	就学奨励事業	112
計	33,813	188	34,001				188				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	31,437	1,559	32,996	1,140			419	1 報酬	1,434	郷土芸能文化財保護対策事業 遺跡詳細分布調査事業 日野郡ふるさと教育推進事業	1,559
								4 共済費	4		
								7 報償費	△319		
								10 需用費	20		
								11 役務費	62		
								12 委託料	341		
								13 使用料及び賃借料	358		
								14 工事請負費	△341		
計	175,792	1,559	177,351	1,140			419				

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 耕地災害復旧費	6,000	15,000	21,000	10,400		1,600	3,000	12 委託料	3,000	耕地災害復旧事業	15,000
								14 工事請負費	12,000		
2 林業災害復旧費	5,000	4,100	9,100				4,100	14 工事請負費	4,100	林道災害復旧事業	4,100
計	11,000	19,100	30,100	10,400		1,600	7,100				

## 補正予算給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0	0	0	1,469	1,469	0	1,469	
補正前の額	89(3)	0	320,295	182,953	503,248	102,177	605,425	
合 計	89(3)	0	320,295	184,422	504,717	102,177	606,894	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額	0	0	0	0	0	0	0
	補正前の額	11,752	4,373	9,703	10,428	73,190	52,554	6,735
	合 計	11,752	4,373	9,703	10,428	73,190	52,554	6,735
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額	0	1,469	0	0			1,469
	補正前の額	1,468	9,900	0	2,850			182,953
	合 計	1,468	11,369	0	2,850			184,422

(A表)

※( )内は、再任用職員の人数の別計

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	1,469	1. その他の増減分	1,469 (1) その他の増減	1,469

(B表)

2. 会計年度任用職員

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0(1)	1,434	610	110	2,154	4	2,158	
補正前の額	56(77)	57,433	111,384	34,030	202,847	38,354	241,201	
合 計	56(78)	58,867	111,994	34,140	205,001	38,358	243,359	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					110		
	補正前の額		239	4,472		29,319		
	合 計		239	4,472		29,429		
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額							110
	補正前の額							34,030
	合 計							34,140

※ ( ) 内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の人数を別掲

(C表)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	増減額	説 明	増減額	備 考
報 酬	1,434	1. その他の増減分	1,434	(1) 異動等による増減	1,434	
給 料	610	1. その他の増減分	610	(1) その他の増減	610	
職員手当	110	1. その他の増減分	110	(1) その他の増減	110	
共済費	4	1. その他の増減分	4	(1) その他の増減	4	

(D表)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての  
前年度末までの支出額又は見込み及び当該年度以降  
の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
庁舎の一部貸付に伴う国庫納付金	300	—	—	令和5年度 ～ 令和7年度	300			300	0

## 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	8,215,569	8,325,168	[9,900] 922,600	716,871	[9,900] 8,530,897
① 土 木	243,155	276,118	50,300	6,707	319,711
② 衛 生	17,514	13,216	0	4,319	8,897
③ 農 林 水 産	0	0	0	0	0
④ 公 有 林	3,269	2,197	0	1,089	1,108
⑤ 防 災	301,817	307,757	[1,700] 51,000	7,396	[1,700] 351,361
⑥ 学 校	20,533	13,804	0	6,844	6,960
⑦ 過 疎	5,818,593	5,792,493	[4,200] 611,900	494,450	[4,200] 5,909,943
⑧ 過疎地域持続的発展	756,300	810,705	[4,000] 129,400	66,903	[4,000] 873,202
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,054,388	1,108,878	80,000	129,163	1,059,715
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

2. 災害復旧債	50,161	102,909	16,500	30,140	89,269
① 土 木	50,161	102,909	16,500	30,140	89,269
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			9,900		9,900
補 正 前 の 額			939,100	747,011	8,620,166
合 計	8,265,730	8,428,077	949,000	747,011	8,630,066



議案第65号

## 令和4年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ626,954千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		475,494	165	475,659
	3 県負担金・補助金	475,494	165	475,659
歳入	合計	626,789	165	626,954

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		18,455	165	18,620
	1 総務管理費	18,406	165	18,571
歳 出	合 計	626,789	165	626,954



**令和4年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	475,494	165	475,659
歳入合計	626,789	165	626,954

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	18,455	165	18,620	165			
歳出合計	626,789	165	626,954	165			

## 2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	475,494	165	475,659	2 保険給付費等交付金 (特別交付金)	165	特別調整交付金分 (市町村分) 165
計	475,494	165	475,659			

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	18,406	165	18,571	165				12 委託料	165	国保事業一般管理事務	165
計	18,406	165	18,571	165							



議案第66号

## 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度日南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		2,566	180	2,746
	2 償還金及び還付加算金	100	180	280
歳入	合計	104,795	180	104,975

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		100	180	280
	1 償還金及び還付加算金	100	180	280
歳 出	合 計	104,795	180	104,975



**令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 諸収入	2,566	180	2,746
歳入合計	104,795	180	104,975

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	100	180	280			180	
歳出合計	104,795	180	104,975			180	

## 2 歳 入

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料還付金	100	180	280	1 保険料還付金	180	保険料還付金 180
計	100	180	280			

### 3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保険料還付金	100	180	280			180		22 償還金利子及び割引料	180	保険料還付金 180
計	100	180	280			180				



## 令和4年度 日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度日南町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

### 支 出

（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款 簡易水道事業費用	150,561千円	1,450千円	152,011千円
第1項 営業費用	137,822千円	1,450千円	139,272千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 93,388千円は、当年度損益勘定留保資金 29,235千円及び、引継金 64,153千円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

### 支 出

（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款 資本的支出	95,049千円	2,000千円	97,049千円
第1項 建設改良費	6,000千円	2,000千円	8,000千円

令和4年9月6日提出

鳥取県 日南町長 中村 英明

## 予算に関する説明書

1. 令和4年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 …………… (1)
2. 令和4年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 …………… (3)

### 参考資料

- ①令和4年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 …………… (4)

## 令和4年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 (補正第1号)

## 〈 収益的支出 〉

## 支 出

(単位：千円) ※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業費用			150,561	1,450	152,011
	1. 営業費用		137,822	1,450	139,272
		1. 原水及び浄水費	11,009	1,500	12,509
		2. 配水及び給水費	2,776	500	3,276
		3. 総係費	34,826	△ 550	34,276

令和4年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

〈 資本的支出 〉

支 出

（単位：千円）※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			95,049	2,000	97,049
	1. 建設改良費		6,000	2,000	8,000
		1. 水道改良事業費	6,000	2,000	8,000

令和4年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (補正第1号)  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	20,295	△ 1,318	18,977
2 減価償却費	88,711	0	88,711
3 資産減耗費	500	0	500
4 長期前受金戻入額	△ 59,976	0	△ 59,976
5 賞与引当金の増加額	14	0	14
6 法定福利費引当金の増加額	0	0	0
7 受取利息及び受取配当金	△ 8	0	△ 8
8 支払利息	7,179	0	7,179
9 未収金の増加額 (△は増加)	△ 1,498	0	△ 1,498
10 未払金の増加額 (△は減少)	14,375	0	14,375
小 計	69,592	△ 1,318	68,274
11 受取利息及び受取配当金	8	0	8
12 支払利息	△ 7,179	0	△ 7,179
業務活動によるキャッシュ・フロー	62,421	△ 1,318	61,103
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△ 9,984	△ 1,818	△ 11,802
2 固定資産取得又は改良のための補助金等の収入	1,661	0	1,661
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,323	△ 1,818	△ 10,141
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	0	0	0
2 企業債の償還	△ 84,066	0	△ 84,066
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 84,066	0	△ 84,066
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 29,968	△ 3,136	△ 33,104
V 現金及び現金同等物の期首残高	142,232	0	142,232
VI 現金及び現金同等物の期末残高	112,264	△ 3,136	109,128

(参考資料①)

令和4年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (補正第1号)

〈 収益的支出 〉

支 出

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 簡易水道事業費用	150,561	1,450	152,011			
1. 営業費用	137,822	1,450	139,272			
1. 原水及び浄水費	11,009	1,500	12,509			
				光熱水費	1,500	電気料の不足見込みによる増額
2. 配水及び給水費	2,776	500	3,276			
				修繕費	500	緊急修繕費の増額
3. 総係費	34,826	△ 550	34,276			
				備消耗品費	△ 550	量水器購入費確定による不用額

## 5 (簡易水道事業会計)

(参考資料①)

## 令和4年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (補正第1号)

## 〈 資本的支出 〉

## 支 出

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	95,049	2,000	97,049			
1. 建設改良費	6,000	2,000	8,000			
1. 水道改良事業費	6,000	2,000	8,000			
				施設設備費	2,000	生山水源地原水ポンプ更新



## 令和4年度 日南町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度日南町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度日南町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

### 収 入

（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款 下水道事業収益	186,960千円	1,000千円	187,960千円
第1項 営業収益	75,643千円	1,000千円	76,643千円

### 支 出

（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款 下水道事業費用	164,121千円	1,900千円	166,021千円
第1項 営業費用	153,480千円	1,900千円	155,380千円

令和4年9月6日提出

鳥取県 日南町長 中村 英明

## 予算に関する説明書

1. 令和4年度 日南町下水道事業会計予算実施計画 …………… (1)
2. 令和4年度 日南町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 …………… (2)

### 参考資料

- ①令和4年度 日南町下水道事業会計予算の見積書 …………… (3)

1 (下水道事業会計)

令和4年度 日南町下水道事業会計予算実施計画 (補正第1号)

〈 収益的収支 〉

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業収益			186,960	1,000	187,960
	1. 営業収益		75,643	1,000	76,643
		1. 下水道使用料	75,600	1,000	76,600

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費用			164,121	1,900	166,021
	1. 営業費用		153,480	1,900	155,380
		1. ポンプ場費	5,691	300	5,991
		2. 処理場費	54,899	1,600	56,499

## 令和4年度 日南町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（補正第1号）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

	補正前の額	補正額	計
（単位：千円）			
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	22,856	△ 818	22,038
2 減価償却費	71,788	0	71,788
3 資産減耗費	500	0	
4 長期前受金戻入額	△ 31,974	0	△ 31,974
5 賞与引当金の増加額	19	0	19
6 法定福利費引当金の増加額	0	0	0
7 受取利息及び受取配当金	△ 8	0	△ 8
8 支払利息	7,341	0	7,341
9 未収金の増加額（△は増加）	△ 1,544	0	△ 1,544
10 未払金の増加額（△は減少）	4,959	0	4,959
小 計	73,937	△ 818	73,119
12 受取利息及び受取配当金	8	0	8
13 支払利息	△ 7,341	0	△ 7,341
業務活動によるキャッシュ・フロー	66,604	△ 818	65,786
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△ 16,454	0	△ 16,454
2 固定資産取得又は改良のための補助金等の収入	4,504	0	4,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,950	0	△ 11,950
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	10,800	0	10,800
2 企業債の償還	△ 71,623	0	△ 71,623
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,823	0	△ 60,823
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 6,169	△ 818	△ 6,987
V 現金及び現金同等物の期首残高	198,503	0	198,503
VI 現金及び現金同等物の期末残高	192,334	△ 818	191,516

## 3 (下水道事業会計)

(参考資料①)

## 令和4年度 日南町下水道事業会計予算の見積書 (補正第1号)

## 〈 収益的収支 〉

## 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 下水道事業収益	186,960	1,000	187,960			
1. 営業収益	75,643	1,000	76,643			
2. 下水道使用料	75,600	1,000	76,600			
				下水道使用料	1,000	使用料収益の増額

## 支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 下水道事業費用	164,121	1,900	166,021			
1. 営業費用	153,480	1,900	155,380			
1. ポンプ場費	5,691	300	5,991			
				手数料	300	マンホール点検、清掃にかかる増額
2. 処理場費	54,899	1,600	56,499			
				光熱水費	1,600	電気料の不足見込みによる増額



# 令和4年9月 日南町議会定例会

## 補正予算説明附属資料

一	一般会計		
	総務課	・・・	1
	企画課	・・・	2
	住民課	・・・	4
	福祉保健課	・・・	5
	農業委員会	・・・	7
	農林課	・・・	7
	建設課	・・・	9
	教育委員会	・・・	11
	簡易水道事業	・・・	12
	下水道事業	・・・	13



## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

### 09 款 消 防 費

#### 01 項 消 防 費

#### 02 目 消 防 施 設 費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1042 消防施設整備管理 事業	補正前の額	136,286	200	31,700	0	104,386	
	補正額	1,760	0	1,700	0	60	
	補正後の額	138,046	200	33,400	0	104,446	
<p>○ 事業説明</p> <p>大宮分団機庫新築工事にあたり、物価高騰の影響により当初予定していた設計額を超える見込みであるため、必要となる額を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>工事請負費 <span style="float: right;">1,760 千円</span></p> <p>○ 財源</p> <p>緊急防災・減災事業債 <span style="float: right;">1,700 千円</span></p>							

### 02 款 総 務 費

#### 01 項 総務管理費

#### 08 目 電 子 計 算 費

企画課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1019 電算管理運営事務	補正前の額	97,289	0	0	231	97,058	
	補正額	4,970	0	0	0	4,970	
	補正後の額	102,259	0	0	231	102,028	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体内統合宛名サーバー機器購入費</li> </ul> <p>情報提供ネットワークシステムを介した自治体間の情報連携が行われている。この情報連携に関連するサーバー機器の更新を令和5年度に予定していた。しかし、令和5年度当初に発注した場合、更新時期に機器の納入が間に合わない可能性が危惧されている。そのため、この機器購入を本年度中に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員用端末購入費</li> </ul> <p>現在日南町議会議員が使用している端末の多くは平成29年度に購入したものである。ハードウェアの耐用年数の目安である5年を経過するため、令和5年度のタイミングで新しい端末に交換する。そのために必要な端末の購入を本年度中に行う。</p> <p>○ 執行経費 <span style="float: right;">4,970 千円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品購入費</li> </ul> <p>団体内統合宛名サーバー機器購入費 <span style="float: right;">2,970 千円</span></p> <p>議員用端末購入費 <span style="float: right;">2,000 千円</span></p>							

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

07 款 商 工 費

01 項 商 工 費

01 目 商工総務費

企 画 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1190 商工総務一般管理 事務	補正前の額	44,467	22,250	5,800	1	16,416	
	補正額	2,250	2,250	0	0	0	
	補正後の額	46,717	24,500	5,800	1	16,416	

○ 事業説明

・ たったもカード地域内経済循環対策事業  
 たったもカード電子マネーチャージ時に付与するプレミアムポイントの5倍デー実施に係る補助金。これまでに実施した5倍デー3回（7月:2回、8月:1回）の実績による増額

○ 執行経費

・ 負担金補助及び交付金 2,250 千円

○ 財源

・ (国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,250 千円

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1417 企業支援対策事業	補正前の額	15,893	265	14,900	0	728	
	補正額	18,096	18,096	0	0	0	
	補正後の額	33,989	18,361	14,900	0	728	

○ 事業説明

新型コロナウイルス感染症の影響長期化や、世界情勢の変動による急激な原油価格等の高騰により経営に影響を受けた町内事業者に対して応援金を支給する。また、運輸・交通分野事業者に対しては補助金を交付することにより、事業活動の継続および経営の安定化を図る。

○ 執行経費

・ 委託料（日南町新型コロナ感染症対策事業者緊急支援応援金） 15,408 千円

・ 負担金補助及び交付金（日南町燃料費高騰対策支援補助金） 2,688 千円

○ 財源

・ (国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 18,096 千円

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

### 03 款 民 生 費

#### 01 項 社会福祉費

住 民 課

#### 01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1059 民生一般管理事務	補正前の額	14,000	0	14,000	0	0	
	補 正 額	4,000	0	4,000	0	0	
	補正後の額	18,000	0	18,000	0	0	
<p>○ 事業説明 日南町住宅改修助成事業費の実績見込み額による増額</p> <p>○ 執行経費 委託料 <span style="float: right;">2,000 千円</span> 負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">2,000 千円</span></p> <p>○ 財源 過疎債ソフト <span style="float: right;">4,000 千円</span></p>							

### 04 款 衛 生 費

#### 01 項 保健衛生費

住 民 課

#### 01 目 保健衛生総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1406 保健衛生一般事務費	補正前の額	25,785	0	0	0	25,785	
	補 正 額	△ 5,209	0	0	0	△ 5,209	
	補正後の額	20,576	0	0	0	20,576	
<p>○ 事業説明 ・ 職員人件費の精査による減額</p> <p>○ 執行経費 ・ 給料(一般職給) <span style="float: right;">△ 2,440 千円</span> ・ 職員手当等 <span style="float: right;">△ 1,960 千円</span> ・ 共済費 <span style="float: right;">△ 809 千円</span></p>							

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

### 03 款 民 生 費

#### 01 項 社会福祉費

福祉保健課

#### 01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1274 障害者サポート事業	補正前の額	4,033	192	0	0	3,841	
	補正額	651	0	0	651	0	
	補正後の額	4,684	192	0	651	3,841	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料高騰等により経済的負担が増大している通院を止めることのできない人工透析患者の負担の軽減と福祉の推進を図るため、交通費を助成する。</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">対象者(見込) 14人(距離により月額助成上限額を設定)</p> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶助費 <span style="float: right;">651 千円</span></li> </ul> <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 <span style="float: right;">651 千円</span></li> </ul>							

### 04 款 衛 生 費

#### 01 項 保健衛生費

福祉保健課

#### 01 目 保健衛生総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1296 健康福祉センター 管理運営事務	補正前の額	38,590	0	0	156	38,434	
	補正額	△ 3,750	0	0	0	△ 3,750	
	補正後の額	34,840	0	0	156	34,684	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員人件費の精査による減額</li> <li>・ 国保連合会とのデータ送受信に使用する専用端末の購入</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料(一般職給) <span style="float: right;">△ 2,200 千円</span></li> <li>・ 職員手当等 <span style="float: right;">△ 1,300 千円</span></li> <li>・ 共済費 <span style="float: right;">△ 457 千円</span></li> <li>・ 備品購入費 <span style="float: right;">207 千円</span></li> </ul>							

# 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

02 目 予 防 費

福祉保健課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	31,064	15,092	0	1,508	14,464	
	補 正 額	13,069	12,590	0	0	479	
	補正後の額	44,133	27,682	0	1,508	14,943	

○ 事業説明

1. オミクロン株対応ワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業  
(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金)  
新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種にあたり、ワクチン接種事務、会場整備、案内通知の印刷、封入など体制整備にかかる経費を計上する。
2. オミクロン株対応ワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策事業  
(新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金)  
オミクロン株対応ワクチン接種対象者(初回接種完了者)へのワクチン接種費用を計上する。  
初回接種完了者: 3,560人
3. 季節性インフルエンザ予防接種  
季節性インフルエンザ接種にあたり、接種券及び案内通知の印刷、封入にかかる費用を計上する。  
対象者: 約2,500人

○ 執行経費

・ 給料(フルタイム会計年度)	610 千円
・ 職員手当等	1,579 千円
・ 需用費	40 千円
・ 役務費(郵券料)	499 千円
・ 委託料(接種委託料)	8,106 千円
・ 委託料(国保連事務委託料、封入封緘委託料)	2,113 千円
・ 使用料及び賃借料(コピー機使用料、手すりリース料)	122 千円

○ 財 源

・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金(国10/10)	4,484 千円
・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(国10/10)	8,106 千円

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

02 目 農業総務費

農業委員会

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1201 農業総務一般事務	補正前の額	16,045	2,212	0	0	13,833	
	補正額	△ 1,810	0	0	0	△ 1,810	
	補正後の額	14,235	2,212	0	0	12,023	
<p>○ 事業説明 職員人件費の精査による減額</p> <p>○ 執行経費 ・ 職員手当等 <span style="float: right;">△ 1,810 千円</span></p>							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

04 目 畜産業費

農林課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1165 畜産振興対策事業	補正前の額	5,955	4,052	500	1,027	376	
	補正額	1,313	0	0	0	1,313	
	補正後の額	7,268	4,052	500	1,027	1,689	
<p>○ 事業説明 全国和牛能力共進会鳥取県最終集合審査(令和4年7月28日開催)において候補牛となった和牛に対し、これ以降の出品にかかる育成経費について、候補牛1頭あたり13,000円/月の補助を行う。本大会出場においては、100,000円/頭の助成を行う。 また、町内の小中学生に畜産業について興味関心を持ってもらうため”鳥取和牛”の枝肉を購入し学校給食で提供する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>普通旅費 <span style="float: right;">230 千円</span> 生山→都城市(往復)</p> <p>需用費 <span style="float: right;">171 千円</span> のぼり旗作成費用(5,500円×3本) <span style="float: right;">17 千円</span> 消耗品購入 <span style="float: right;">10 千円</span> 鳥取和牛枝肉購入費(12,000円/kg×12kg) <span style="float: right;">144 千円</span></p> <p>使用料及び賃借料 <span style="float: right;">35 千円</span> レンタカー借上げ <span style="float: right;">35 千円</span></p> <p>負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">877 千円</span> 出品経費補助金(2頭分) <span style="float: right;">117 千円</span> 出品費用補助金 <span style="float: right;">660 千円</span> 本大会出場奨励金(1頭分) <span style="float: right;">100 千円</span></p>							

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

01 目 林業総務費

農林課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1176 林業一般管理事務	補正前の額	27,036	2,375	5,000	100	19,561	
	補正額	8,027	0	4,200	0	3,827	
	補正後の額	35,063	2,375	9,200	100	23,388	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員人件費の精査による増額</li>   <li>・(株)オロチ施設改修等補助金。 令和4年2月下旬の極度の気温低下により、雨樋内の水が凍結・膨張を繰り返し、雨樋内の取り付けから雨水が工事中棟内に浸透、雨漏りが発生した。併せて外壁も創業から15年経過し、シール劣化が認められ、漏水の原因となっていることから、次の冬季に備えて、破損している雨樋と外壁の修繕を行う。</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料(一般職給) <span style="float: right;">2,440 千円</span></li> <li>・職員手当等 <span style="float: right;">850 千円</span></li> <li>・共済費 <span style="float: right;">457 千円</span></li> <li>・負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">4,280 千円</span></li> </ul> <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過疎債ハード <span style="float: right;">4,200 千円</span></li> </ul>							

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

02 目 林業振興費

農林課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1178 町造林事業	補正前の額	93,435	33,684	0	59,751	0	
	補正額	13,094	0	0	0	13,094	
	補正後の額	106,529	33,684	0	59,751	13,094	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員人件費の精査による増額</li>   <li>・町保有Jークレジットの残量が少なくなっているため、日南町森林組合保有のJークレジットを取得し、町保有クレジットとして販売していく。また、Jークレジット制度の改正に伴い、町有林にて新たなクレジット取得が可能となる見込みであることから、取得にかかるプロジェクト妥当性確認を行い、次年度以降の新たなクレジット取得に向けた取り組みを進める。</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員手当等 <span style="float: right;">1,020 千円</span></li> <li>・共済費 <span style="float: right;">274 千円</span></li> <li>・役務費 Jークレジット取得にかかるプロジェクト妥当性確認費用 <span style="float: right;">800 千円</span></li> <li>・公有財産購入費 Jークレジット取得費用 <span style="float: right;">11,000 千円</span> 5,500円(t) × 2,000 t = 11,000,000円(税込)</li> </ul>							

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

06 款 農林水産業費  
 02 項 林業費  
 02 目 林業振興費

農林課  
 (単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1569 林業後継者育成 対策事業	補正前の額	56,920	1,846	0	0	55,074	
	補正額	8,243	0	0	0	8,243	
	補正後の額	65,163	1,846	0	0	63,317	

○ 事業説明

林業アカデミーの実習で使用する林業用2トントラックを購入。実習時に材を搬出する際に使用するほか、荷積み等の実習にも使用する。

○ 執行経費

役務費

自賠責保険料、車庫証明、検査登録、納車手数料 278 千円

備品購入費

林業アカデミー 林業用2トントラック 7,800 千円

公課費

自動車税、重量税 165 千円

08 款 土木費  
 01 項 土木管理費  
 01 目 土木総務費

建設課  
 (単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1116 土木一般管理事務	補正前の額	27,915	0	0	32	27,883	
	補正額	1,100	0	0	0	1,100	
	補正後の額	29,015	0	0	32	28,983	

○ 事業説明

職員人件費の精査による増額

○ 執行経費

職員手当等 1,100 千円

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

### 08 款 土 木 費

#### 02 項 道路橋梁費

建設課

#### 02 目 道路維持費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	360,476	127,120	102,900	2,735	127,721	
	補正額	3,305	0	0	0	3,305	
	補正後の額	363,781	127,120	102,900	2,735	131,026	
<p>○ 事業説明 職員人件費の精査による増額</p> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料(一般職給) <span style="float: right;">2,200 千円</span></li> <li>・ 職員手当等 <span style="float: right;">570 千円</span></li> <li>・ 共済費 <span style="float: right;">535 千円</span></li> </ul>							

### 11 款 災害復旧費

#### 01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

#### 01 目 耕地災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考										
			国県支出金	地方債	その他	一般財源											
1125 耕地災害復旧事業	補正前の額	6,000	0	0	0	6,000											
	補正額	15,000	10,400	0	1,600	3,000											
	補正後の額	21,000	10,400	0	1,600	9,000											
<p>○ 事業説明 令和4年7月豪雨災害(7/15~19)による農地及び農業用施設災害復旧事業の補正</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">災害査定申請予定箇所数</td> <td style="width: 20%;">農地</td> <td style="width: 20%;">5箇所(笠木ほか)</td> <td style="width: 20%;">工事費</td> <td style="width: 10%;">10,000 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業用施設</td> <td>1箇所(茶屋)</td> <td>工事費</td> <td>2,000 千円</td> </tr> </table> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託料 <span style="float: right;">3,000 千円</span></li> <li>実施見込額 9,000千円－既計上額 6,000千円</li> <li>工事請負費 <span style="float: right;">12,000 千円</span></li> <li>査定申請見込額</li> <li style="padding-left: 40px;">農地 <span style="float: right;">10,000 千円</span></li> <li style="padding-left: 40px;">農業用施設 <span style="float: right;">2,000 千円</span></li> </ul> <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国県支出金 <span style="float: right;">10,400 千円</span></li> <li>農地災害復旧事業補助金 <span style="float: right;">8,500 千円</span> 事業費 10,000千円×85%</li> <li>農業用施設災害復旧事業補助金 <span style="float: right;">1,900 千円</span> 事業費 2,000千円×95%</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元負担金 <span style="float: right;">1,600 千円</span> 事業費12,000千円－補助金10,400千円</li> </ul>								災害査定申請予定箇所数	農地	5箇所(笠木ほか)	工事費	10,000 千円		農業用施設	1箇所(茶屋)	工事費	2,000 千円
災害査定申請予定箇所数	農地	5箇所(笠木ほか)	工事費	10,000 千円													
	農業用施設	1箇所(茶屋)	工事費	2,000 千円													

## 令和4年度 一般会計補正予算(第3号)説明資料

### 11 款 災害復旧費

#### 01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

#### 02 目 林業災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1461 林道災害復旧事業	補正前の額	5,000	0	5,000	0	0	
	補正額	4,100	0	0	0	4,100	
	補正後の額	9,100	0	5,000	0	4,100	

○ 事業説明

令和3年度林道大林線災害復旧工事において、当初想定した土質と異なり、復旧工法として採用している補強土壁盛土への流用が困難となった。残土処理及び購入土の追加を見込むため工事請負費の増額を行うもの。

○ 執行経費

工事請負費 令和3年度林道大林線災害復旧工事 4,100 千円  
 実施見込額－既計上額  
 29,100千円－25,000千円＝4,100千円

○ 財源

※林道災害復旧補助金（補助率93.5%）の残額はR5年度受入を見込む。 6,226 千円  
 補助見込額－現決定額  
 29,100千円×93.5%－20,982千円＝6,226千円

### 10 款 教育費

#### 05 項 社会教育費

教育委員会

#### 01 目 社会教育総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1384 遺跡詳細分布調査事業	補正前の額	3,031	2,272	0	0	759	
	補正額	1,559	1,140	0	0	419	
	補正後の額	4,590	3,412	0	0	1,178	

○ 事業説明

試掘調査における追加調査のため、人件費・機材賃借料を増額する。  
 折渡地区：トレンチ調査約12本（幅2m×長さ10m×深さ2m）

○ 執行経費

報酬 発掘作業員・重機オペレーター 1,115 千円  
 共済費 労災保険料 4 千円  
 需用費 重機車両燃料 20 千円  
 役務費 重機回送料 62 千円  
 使用料及び賃借料 重機賃借料 358 千円

○ 財源

（国）埋蔵文化財緊急調査費補助金 760 千円  
 （県）鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金 380 千円

令和4年度 日南町簡易水道事業会計（収益的収支）補正予算（第1号）説明資料

1 款 簡易水道事業費用

1 項 営業費用

1 目 原水及び浄水費

建設課  
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
原水及び浄水費	補正前の額	11,009	0	0	0	11,009	
	補正額	1,500	0	0	0	1,500	
	補正後の額	12,509	0	0	0	12,509	
<p>○ 事業説明 電気料金の高騰による施設の電気使用料の増額</p> <p>○ 執行経費 光熱水費</p>							1,500 千円

令和4年度 日南町簡易水道事業会計（資本的収支）補正予算（第1号）説明資料

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

2 目 水道改良事業費

建設課  
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
水道改良事業費	補正前の額	6,000	0	0	0	6,000	
	補正額	2,000	0	0	0	2,000	
	補正後の額	8,000	0	0	0	8,000	
<p>○ 事業説明 生山水源地原水ポンプ取替えに伴う増額</p> <p>○ 執行経費 施設設備費</p>							2,000 千円

令和4年度 日南町下水道事業会計（収益的収支）補正予算（第1号）説明資料

1 款 下水道事業費用

1 項 営業費用

2 目 処理場費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
処理場費	補正前の額	54,899	0	0	0	54,899	
	補正額	1,600	0	0	0	1,600	
	補正後の額	56,499	0	0	0	56,499	
<p>○ 事業説明 電気料金の高騰による農業集落排水処理場の電気使用料の増額</p> <p>○ 執行経費 光熱水費</p>							1,600 千円

報告第3号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の  
資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり本議会に報告する。

令和4年9月6日

日南町長 中村 英明

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
314013	鳥取県	日南町	-	-	6.8	-

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	3,690,167	111,658	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	221,281	6.0
小計		221,281	6.0
標準財政規模		3,690,167	100.0
実質赤字比率 (%)		-5.99	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に属する特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	102	0.0
	介護保険事業特別会計	69,808	1.9
	後期高齢者医療特別会計	287	0.0
	介護サービス事業特別会計	0	

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	簡易水道事業会計	138,114	3.7
	下水道事業会計	183,188	5.0
	病院事業会計	1,580,974	42.8
法非適用企業	再生可能エネルギー発電事業特別会計	9,360	0.3
合計		2,203,114	59.7
標準財政規模(再掲)		3,690,167	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-59.70	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。



総括表④ 将来負担比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名

鳥取県日南町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
8,009,945	0	1,408,643	52,566	216,036	92,050	0	0	0	92,050	0	0

(分母比)

263

46

2

7

3

3

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
6,680,305	144,019	0	7,363,364

(分母比)

219

5

242

将来負担額 A	
9,779,240	321

充当可能財源等 B	
14,187,688	465

A - B	
-4,408,448	-145

-145

将来負担比率 (%)
-

標準財政規模 C	
3,690,167	121

算入公債費等の額 D	
641,206	21

C - D	
3,048,961	100

100

-144.5







議案第69号

令和3年度日南町一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度日南町一般会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第70号

令和3年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第71号

令和3年度日南町介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第72号

令和3年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第73号

令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第74号

令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第75号

令和3年度日南町簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度日南町簡易水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第76号

令和3年度日南町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度日南町下水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

議案第77号

令和3年度日南町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度日南町病院事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

日南町長 中村 英明

令和3年度

日南町財政・経営健全化審査意見書

日南町監査委員

発 日 監 第 14 号  
令 和 4 年 8 月 19 日

日南町長 中村 英明 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 岩崎 昭男

令和3年度日南町財政の健全化に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和3年度健全化判断比率の状況を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率区分	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	15.0 %
② 連結実質赤字比率	— %	20.0 %
③ 実質公債費比率	6.8 %	25.0 %
④ 将来負担比率	— %	350.0 %

### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

令和3年度の実質収支は黒字であり、良好と認められる。

#### ② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質収支は黒字であり、良好と認められる。

#### ③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は6.8%となっており、良好な状態と認められる。

#### ④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担額は充当可能財源等の額を下回り、良好な状態と認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

発 日 監 第 14 号  
令 和 4 年 8 月 19 日

日南町長 中村 英明 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 岩崎 昭男

令和3年度日南町公営企業の経営の健全化に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度公営企業会計に係る資金不足比率の状況を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会 計 名	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
① 再生可能エネルギー 発電事業特別会計	— %	20.0 %
② 簡易水道事業会計	— %	20.0 %
③ 下水道事業会計	— %	20.0 %
④ 病院事業会計	— %	20.0 %

### (2) 個別意見

#### ① 再生可能エネルギー発電事業特別会計について

令和3年度の資金収支は黒字であり、良好と認められる。

#### ② 簡易水道事業会計について

令和3年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は1億3,811万4千円となっており、資金不足は生じていない。

#### ③ 下水道事業会計について

令和3年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は1億8,318万8千円となっており、資金不足は生じていない。

#### ④ 病院事業会計について

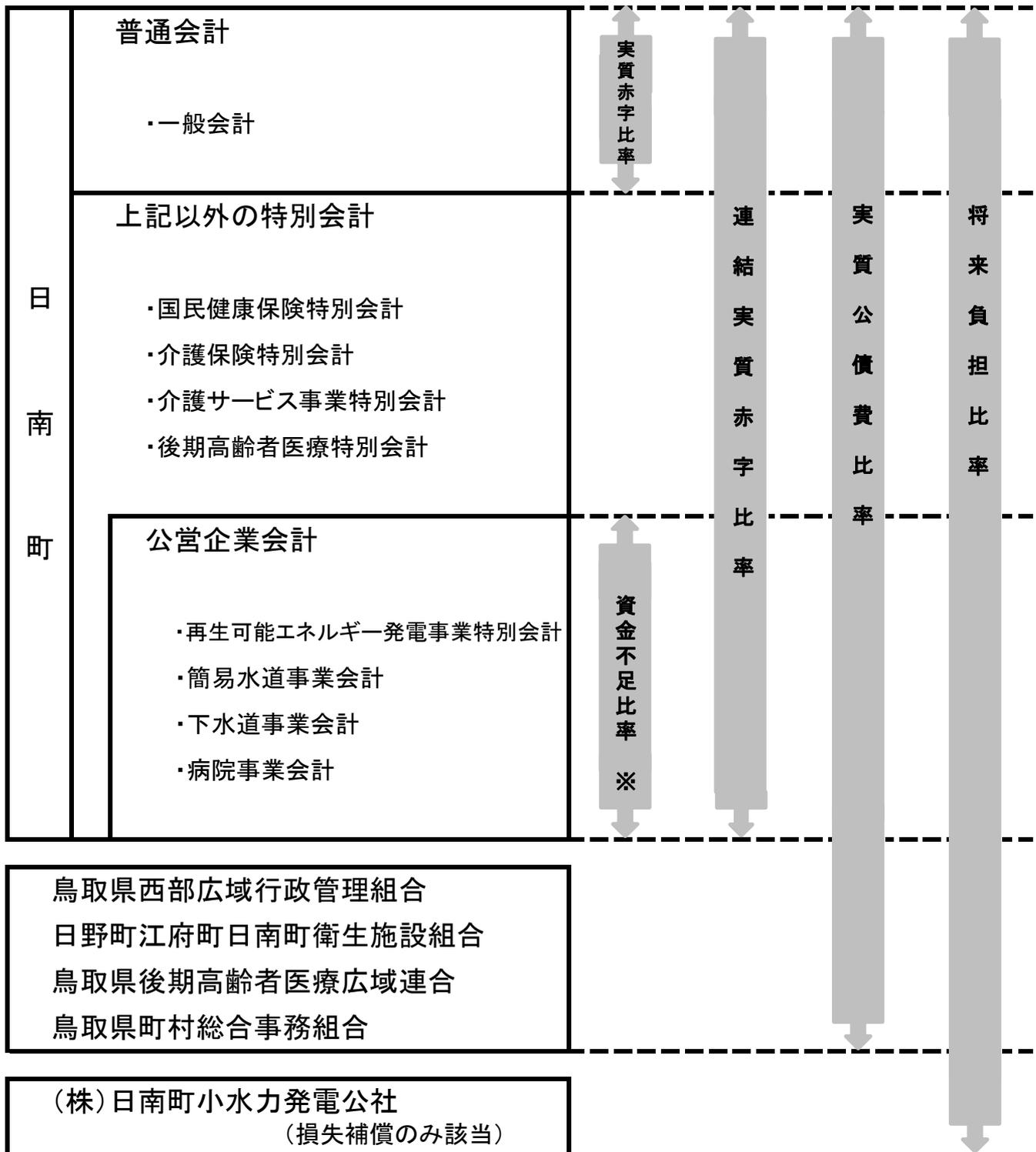
令和3年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は15億8,097万4千円となっており、資金不足は生じていない。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(参考)

### 日南町の財政健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率の対象範囲



※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定

令和3年度

日南町歳入歳出決算等審査意見書

日南町監査委員

発 日 監 第 15 号  
令 和 4 年 8 月 19 日

日南町長 中村 英明 様

日南町監査委員 高見 正司

日南町監査委員 岩崎 昭男

令和3年度日南町歳入歳出決算等審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された令和3年度日南町一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況について審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査対象

1. 令和3年度日南町一般会計歳入歳出決算
2. 令和3年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 令和3年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和3年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
5. 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
6. 令和3年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算
7. 実質収支に関する調書
8. 財産に関する調書
9. 令和3年度日南町簡易水道事業会計決算
10. 令和3年度日南町下水道事業会計決算
11. 令和3年度日南町病院事業会計決算
12. 令和3年度基金運用状況調書

## 第2 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月17日までの間

## 第3 審査の方法

1. 歳入歳出決算の計数については、事務所管課に決算書類等の数値、内容について説明及び資料を求め、関係諸帳簿及び証拠書類等にわたり照合審査した。
2. 予算の執行経理の事務処理状況については、事務所管課の文書等にわたり、関係法令に準拠し適正に執行されているか照合調査を行った。
3. 財産に関する調書、基金運用状況を示す書類については、適正な管理、運用がされているか審査した。

## 第4 審査の結果

1. 各会計の決算及び関係書類の係数は正確であり、決算書等関係法令に準拠し作成されており、執行は適正であることを確認した。
2. 財産に関する調書、基金運用状況調書については、計数はいずれも正確であり、適正な管理がされていることを確認した。

## 第5 決算の概要

### 1. 決算の状況

一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算額は、次表のとおりである。

(単位:円)

会 計		歳入額	歳出額	差引額	繰越額	実質収支額	
一 般 会 計		7,820,898,918	7,526,537,616	294,361,302	73,079,842	221,281,460	
特 別 会 計	国民健康保険	697,472,493	697,370,095	102,398	0	102,398	
	介護保険	944,443,929	874,636,391	69,807,538	0	69,807,538	
	介護サービス事業	53,258,253	53,258,253	0	0	0	
	後期高齢者医療	88,877,149	88,590,049	287,100	0	287,100	
	再生可能エネルギー 発電事業	11,819,660	2,458,506	9,361,154	6,000,000	3,361,154	
企 業 会 計	簡易 水道 事業	収益的 収支	169,808,675	142,255,557	27,553,118	0	27,553,118
		資本的 収支	7,597,127	84,269,787	△ 76,672,660	0	△ 76,672,660
	下水道 事業	収益的 収支	180,649,004	158,307,734	22,341,270	0	22,341,270
		資本的 収支	10,794,500	82,280,283	△ 71,485,783	0	△ 71,485,783
	病院 事業	収益的 収支	1,245,819,929	1,193,138,516	52,681,413	0	52,681,413
		資本的 収支	97,903,000	118,669,680	△ 20,766,680	0	△ 20,766,680

財政力指数

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基準財政収入額(A)	506,748	554,020	543,166
基準財政需要額(B)	3,069,990	3,291,473	3,466,754
財政力指数 A/B (3カ年平均)	0.160	0.165	0.163

※財政力指数:財政力の強弱を表す指標。指標が1を超えれば、自前の収入で標準的な行政を行うことができるとみなされ、地方交付税は交付されない。

実質公債費比率 (3カ年平均)

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日 南 町	7.2	7.0	6.8
県下町村平均	10.5	9.9	—

※実質公債費比率:自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標。  
標準財政規模(自治体の収入)に占める公債費(借金返済)などの割合。

経常収支比率

(単位:千円・%)

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度	経常収支比率平均 (令和2年度数値)	
経 常 収 入 A	3,497,721	3,639,045	全国類似団体	84.2
経 常 経 費 B	3,277,180	3,268,053	県下市町村	90.4
経常収支比率 B/A×100	93.7	89.8	県下町村	89.0

※経常収支比率:自治体の財政構造の弾力性を表す指標。  
経常一般財源に占める人件費や公債費などの義務的な支払の割合。

## 2. 一般会計の状況

### (1) 歳入

一般会計歳入決算額は7,820,898,918円で、前年度比較で388,998,193円(△4.7%)の減額となった。

決算額を依存財源、自主財源で見ると、依存財源は6,302,856,805円、自主財源は1,518,042,113円で、構成比率は依存財源80.6%、自主財源19.4%である。前年度に比べ、自主財源率が3.7ポイント増加している。

不納欠損額は1,407,997円で、収入未済額は33,672,644円である。

#### 歳入の状況

(単位:円・%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	執行率 C/A	収入率 C/B	構成比率 C/計
1 町 税	450,661,000	490,151,359	471,045,187	1,372,957	17,733,215	104.5	96.1	6.0
2 地 方 譲 与 税	116,211,000	116,156,000	116,156,000	0	0	100.0	100.0	1.5
3 利 子 割 交 付 金	349,000	344,000	344,000	0	0	98.6	100.0	0.0
4 配 当 割 交 付 金	2,333,000	2,085,000	2,085,000	0	0	89.4	100.0	0.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,269,000	2,175,000	2,175,000	0	0	95.9	100.0	0.0
6 法 人 事 業 税 金 交 付	3,321,000	3,916,000	3,916,000	0	0	117.9	100.0	0.1
7 地 方 消 費 税 金 交 付	104,474,000	104,412,000	104,412,000	0	0	99.9	100.0	1.3
8 環 境 性 能 割 交 付 金	5,962,000	4,907,238	4,907,238	0	0	82.3	100.0	0.1
9 地 方 特 例 金 交 付	2,113,000	2,863,000	2,863,000	0	0	135.5	100.0	0.0
10 地 方 交 付 税	3,552,728,000	3,552,728,000	3,552,728,000	0	0	100.0	100.0	45.4
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	794,000	629,000	629,000	0	0	79.2	100.0	0.0
12 分 担 金 担 及 び 負 担 金	9,516,635	7,503,673	7,465,453	0	38,220	78.4	99.5	0.1
13 使 用 料 及 び 手 数 料	75,085,000	82,092,341	78,017,835	35,040	4,039,466	103.9	95.0	1.0
14 国 庫 支 出 金	844,267,532	710,810,821	710,810,821	0	0	84.2	100.0	9.1
15 県 支 出 金	1,286,392,865	1,030,530,746	1,030,530,746	0	0	80.1	100.0	13.2
16 財 産 収 入	75,634,000	102,983,506	102,983,506	0	0	136.2	100.0	1.3
17 寄 附 金	56,013,000	54,748,327	54,748,327	0	0	97.7	100.0	0.7
18 繰 入 金	23,554,000	22,495,000	22,495,000	0	0	95.5	100.0	0.3
19 繰 越 金	476,722,720	476,722,990	476,722,990	0	0	100.0	100.0	6.1
20 諸 収 入	255,644,000	316,425,558	304,563,815	0	11,861,743	119.1	96.3	3.9
21 町 債	1,303,258,000	771,300,000	771,300,000	0	0	59.2	100.0	9.9
合 計	8,647,302,752	7,855,979,559	7,820,898,918	1,407,997	33,672,644	90.4	99.6	100.0

交付税収入額の推移

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通交付税	2,600,638	2,511,057	2,561,727	2,735,771	2,923,588
特別交付税	426,629	483,442	457,102	499,504	629,140
合 計	3,027,267	2,994,499	3,018,829	3,235,275	3,552,728
対前年比	94.3%	98.9%	100.8%	107.2%	109.8%

一般会計 決算状況(歳入)

5年間の決算状況

(単位:千円・%)

区 分	平成29年度		平成30年度		平成元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	割合								
町 税	461,594	6.5	454,573	6.2	456,582	6.0	440,258	5.4	471,045	6.0
地 方 譲 与 税	58,511	0.8	59,136	0.8	85,443	1.1	114,829	1.4	116,156	1.5
利子割交付税	913	0.0	877	0.0	430	0.0	411	0.0	344	0.0
配当割交付金	1,669	0.0	1,241	0.0	1,532	0.0	1,340	0.0	2,085	0.0
株式等譲渡所得割交付金	1,815	0.0	969	0.0	1,077	0.0	1,475	0.0	2,175	0.0
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-	1,102	0.0	3,916	0.1
地方消費税交付金	81,911	1.2	85,172	1.2	79,522	1.1	97,807	1.2	104,412	1.3
自動車取得税交付金	16,591	0.2	16,012	0.2	8,397	0.1	-	-	-	-
環境性能割交付金	-	-	-	-	1,894	0.0	4,613	0.1	4,907	0.1
地方特例交付金	158	0.0	278	0.0	6,451	0.1	2,725	0.0	2,863	0.0
地方交付税	3,027,267	42.7	2,994,499	41.2	3,018,829	40.1	3,235,275	39.4	3,552,728	45.4
交通安全対策特別交付金	801	0.0	688	0.0	568	0.0	642	0.0	629	0.0
分担金及び負担金	8,613	0.1	12,481	0.2	8,515	0.1	9,674	0.1	7,465	0.1
使用料及び手数料	79,477	1.1	73,658	1.0	78,216	1.0	75,339	0.9	78,018	1.0
国庫支出金	321,194	4.5	410,758	5.6	769,088	10.2	1,268,259	15.5	710,811	9.1
県 支 出 金	822,395	11.6	777,859	10.7	1,134,566	15.0	1,076,607	13.1	1,030,531	13.2
財 産 収 入	87,059	1.2	99,242	1.4	83,250	1.1	83,627	1.0	102,984	1.3
寄 附 金	6,885	0.1	7,874	0.1	7,718	0.1	30,812	0.4	54,748	0.7
繰 入 金	18,418	0.3	107,725	1.5	64,611	0.9	114,420	1.4	22,495	0.3
繰 越 金	411,991	5.8	434,289	6.0	431,253	5.7	231,577	2.8	476,723	6.1
諸 収 入	1,081,832	15.3	270,017	3.7	257,638	3.4	305,582	3.7	304,564	3.9
町 債	611,484	8.6	1,471,511	20.2	1,051,871	14.0	1,113,523	13.6	771,300	9.9
歳 入 合 計	7,100,578	100.0	7,278,859	100.0	7,547,451	100.0	8,209,897	100.0	7,820,899	100.0

## 町税収入未済額の状況

(単位:円)

税 目		年 度 別	収入未済額	
			人 数	金 額
町 民 税	個 人	令和3年度分	31	903,781
		令和2年度以前分	41	1,366,661
	法 人	令和3年度分	0	0
		令和2年度以前分	1	50,000
固 定 資 産 税		令和3年度分	153	3,686,470
		令和2年度以前分	154	10,359,808
軽自動車税		令和3年度分	35	398,170
		令和2年度以前分	37	997,560
合 計				17,762,450

## 町税不納欠損の状況

(単位:円)

税 目	時効によるもの(5年) (時効・行方不明)	
	人 数	金 額
町 民 税(個人)	3	125,377
町 民 税(法人)	0	0
固 定 資 産 税	41	1,137,180
軽自動車税	17	110,400
合 計		1,372,957

(2) 歳出

一般会計歳出決算額は 7,526,537,616円、前年度比較で 206,636,505円(△2.7%)の減額となった。

総務費は、ひとり一律100千円を給付した特別定額給付金給付事業の皆減等により大幅な減額となっている。農林水産業費は、林業成長産業化の中核となる木材団地整備事業等により、前年度比較で大幅な増額となっている。

歳出の構成比を見ると、農林水産業費が23.3%を占め、次いで総務費が 22.2%、民生費が 13.6%である。

翌年度繰越額は 642,285,104円、不用額は 478,480,032円となっている。

歳出の状況

(単位:円・%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 (繰越明許費等) C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A	構成比率 B/計
1 議 会 費	66,085,000	65,770,454	0	314,546	99.5	0.9
2 総 務 費	1,762,655,000	1,669,814,587	20,327,528	72,512,885	94.7	22.2
3 民 生 費	1,113,229,000	1,023,208,601	1,823,000	88,197,399	91.9	13.6
4 衛 生 費	1,036,242,000	994,521,651	7,534,000	34,186,349	96.0	13.2
6 農林水産業費	2,218,063,852	1,754,829,860	254,761,576	208,472,416	79.1	23.3
7 商 工 費	212,223,000	197,143,040	0	15,079,960	92.9	2.6
8 土 木 費	768,453,000	610,697,384	134,480,000	23,275,616	79.5	8.1
9 消 防 費	143,135,000	134,539,304	400,000	8,195,696	94.0	1.8
10 教 育 費	402,985,000	384,181,727	2,358,000	16,445,273	95.3	5.1
11 災 害 復 旧 費	292,975,900	70,742,900	220,601,000	1,632,000	24.1	0.9
12 公 債 費	621,256,000	621,088,108	0	167,892	100.0	8.3
90 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.0	0.0
合 計	8,647,302,752	7,526,537,616	642,285,104	478,480,032	87.0	100.0

予算執行状況及び翌年度繰越額の推移

(単位:円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額 A	8,133,502,296	8,582,601,611	9,260,373,710	9,044,256,183	8,647,302,752
支出済額 B	6,666,289,123	6,847,606,210	7,315,873,608	7,733,174,121	7,526,537,616
予算執行状況 B/A	82.0%	79.8%	79.0%	85.5%	87.0%
翌年度繰越額 C (繰越明許費等)	1,116,943,611	1,380,453,710	1,298,408,183	889,995,752	642,285,104
割 合 C/A	13.7%	16.1%	14.0%	9.8%	7.4%

一般会計 決算状況(歳出)

5年間の決算状況

(単位:千円・%)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	割合								
議 会 費	95,427	1.4	70,859	1.0	68,330	0.9	65,921	0.9	65,770	0.9
総 務 費	751,773	11.3	811,277	11.8	1,515,149	20.7	1,963,804	25.4	1,669,815	22.2
民 生 費	1,135,058	17.0	1,067,330	15.6	1,051,104	14.4	1,033,021	13.4	1,023,209	13.6
衛 生 費	1,907,714	28.6	963,075	14.1	927,894	12.7	955,682	12.4	994,522	13.2
農 林 水 産 業 費	1,025,442	15.4	1,154,115	16.9	1,232,941	16.8	1,568,753	20.3	1,754,830	23.3
商 工 費	37,409	0.6	61,918	0.9	83,621	1.1	124,756	1.6	197,143	2.6
土 木 費	519,096	7.8	501,921	7.3	394,547	5.4	625,786	8.1	610,697	8.1
消 防 費	148,626	2.2	307,103	4.5	392,789	5.4	146,937	1.9	134,539	1.8
教 育 費	402,623	6.0	969,199	14.2	400,146	5.5	422,094	5.4	384,182	5.1
災 害 復 旧 費	25,705	0.4	358,171	5.2	640,919	8.8	126,873	1.6	70,743	0.9
公 債 費	617,416	9.3	582,639	8.5	608,434	8.3	699,547	9.0	621,088	8.3
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	6,666,289	100.0	6,847,607	100.0	7,315,874	100.0	7,733,174	100.0	7,526,538	100.0

### 3. 特別会計の状況

#### (1) 総括

各特別会計の執行状況は、次表のとおりである。

#### 歳入

(単位:円・%)

特別会計	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納 欠損額 D	収入 未済額 B-(C+D)	執行率 C/A	収入率 C/B
国民健康保険	774,241,000	710,450,738	697,472,493	428,420	12,549,825	90.1	98.2
介護保険	920,526,000	945,806,889	944,443,929	372,860	990,100	102.6	99.9
介護サービス事業	56,165,000	53,258,253	53,258,253	0	0	94.8	100.0
後期高齢者医療	91,553,000	88,596,649	88,877,149	0	△ 280,500	97.1	100.3
再生可能エネルギー 発電事業	30,727,000	11,819,660	11,819,660	0	0	38.5	100.0
合計	1,873,212,000	1,809,932,189	1,795,871,484	801,280	13,259,425	95.9	99.2

#### 歳出

(単位:円・%)

特別会計	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 (繰越明許費等) C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A
国民健康保険	774,241,000	697,370,095	0	76,870,905	90.1
介護保険	920,526,000	874,636,391	0	45,889,609	95.0
介護サービス事業	56,165,000	53,258,253	0	2,906,747	94.8
後期高齢者医療	91,553,000	88,590,049	0	2,962,951	96.8
再生可能エネルギー 発電事業	30,727,000	2,458,506	23,000,000	5,268,494	8.0
合計	1,873,212,000	1,716,313,294	23,000,000	133,898,706	91.6

(2) 各特別会計の状況

① 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の歳入決算額は 697,472,493円、歳出決算額は 697,370,095円で、歳入歳出差引額は 102,398円である。

歳入決算額は前年度に対して 56,229,862円(8.8%)の増額、歳出決算額は前年度に対して 56,172,757円(8.8%)の増額となった。

不納欠損額は 428,420円で、収入未済額は12,549,825円である。

歳入の状況

(単位:円)

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-(B+C)	収入率 B/A	構成比率 B/計
1 国民健康保険税	113,911,115	100,993,190	424,260	12,493,665	88.7%	14.5%
2 使用料及び手数料	94,480	34,160	4,160	56,160	36.2%	0.0%
4 県支出金	538,502,282	538,502,282	0	0	0.0%	77.2%
7 財産収入	501,000	501,000	0	0	100.0%	0.1%
8 繰入金	57,396,568	57,396,568	0	0	100.0%	8.2%
9 繰越金	45,293	45,293	0	0	100.0%	0.0%
10 諸収入	0	0	0	0		0.0%
合 計	710,450,738	697,472,493	428,420	12,549,825	98.2%	100.0%

国保税収入未済額の状況

(単位:円)

税 目	年 度 別	収入未済額	
		人 数	金 額
国民健康保険税	令和3年度分	37	2,705,520
	令和2年度 以前分	40	9,896,145
合 計			12,601,665

国保税不納欠損の状況

(単位:円)

税 目	時効によるもの(5年) (時効・行方不明)	
	人 数	金 額
国民健康保険税	7	424,260

## 歳出の状況

(単位:円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A
1 総務費	18,023,000	16,752,248	0	1,270,752	92.9%
2 保険給付費	534,011,000	464,749,050	0	69,261,950	87.0%
7 諸支出金	54,592,000	54,440,000	0	152,000	99.7%
8 保健事業費	13,725,000	11,540,506	0	2,184,494	84.1%
12 国民健康保険 事業費納付金	149,890,000	149,888,291	0	1,709	100.0%
90 予備費	4,000,000	0	0	4,000,000	0.0%
合 計	774,241,000	697,370,095	0	76,870,905	90.1%

② 介護保険特別会計

介護保険特別会計の歳入決算額は 944,443,929円、歳出決算額は 874,636,391円で、歳入歳出差引額は 69,807,538円である。

歳入決算額は前年度に対して 28,867,431円 (3.2%) の増額、歳出決算額は前年度に対して 838,068円 (0.1%) の増額となった。

不納欠損額は 372,860円で、収入未済額は 990,100円である。

歳入の状況

(単位:円)

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-(B+C)	収入率 B/A	構成比率 B/計
1 保険料	139,402,880	138,065,200	366,460	971,220	99.0%	14.6%
3 使用料及び手数料	29,520	4,240	6,400	18,880	14.4%	0.0%
4 国庫支出金	263,204,799	263,204,799	0	0	100.0%	27.9%
5 支払基金交付金	218,867,000	218,867,000	0	0	100.0%	23.2%
6 県支出金	134,513,089	134,513,089	0	0	100.0%	14.2%
8 財産収入	335,720	335,720	0	0	100.0%	0.0%
10 繰入金	147,675,706	147,675,706	0	0	100.0%	15.6%
11 繰越金	41,778,175	41,778,175	0	0	100.0%	4.4%
合 計	945,806,889	944,443,929	372,860	990,100	99.9%	100.0%

介護保険料収入未済額の状況

(単位:円)

税 目 等	年 度 別	収入未済額	
		人 数	金 額
介護保険料	令和3年度分	7	212,800
	令和2年度 以前分	26	1,210,920
合 計			1,423,720

介護保険料不納欠損の状況

(単位:円)

税 目 等	時効によるもの(2年) (時効・行方不明)	
	人 数	金 額
介護保険料	1	366,460

## 歳出の状況

(単位:円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A
1 総務費	30,199,000	29,679,386	0	519,614	98.3%
2 保険給付費	771,112,000	742,002,120	0	29,109,880	96.2%
5 地域支援事業費	102,429,000	87,145,950	0	15,283,050	85.1%
6 公債費	50,000	0	0	50,000	0.0%
8 諸支出金	16,400,000	15,473,215	0	926,785	94.3%
9 基金積立金	336,000	335,720	0	280	99.9%
合 計	920,526,000	874,636,391	0	45,889,609	95.0%

③ 介護サービス事業特別会計

介護サービス事業特別会計の歳入決算額は 53,258,253円、歳出決算額は53,258,253円で、歳入歳出差引額は 0円である。

歳入、歳出決算額とも前年度に対して 12,736,054円(△19.3%)の減額となった。

歳入の状況

(単位:円)

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-(B+C)	収入率 B/A	構成比率 B/計
1 サービス収入	4,170,500	4,170,500	0	0	100.0%	7.8%
8 繰入金	45,072,481	45,072,481	0	0	100.0%	84.6%
11 諸収入	615,272	615,272	0	0	100.0%	1.2%
12 町債	3,400,000	3,400,000	0	0	100.0%	6.4%
合 計	53,258,253	53,258,253	0	0	100.0%	100.0%

歳出の状況

(単位:円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A
2 サービス事業費	13,099,000	10,220,672	0	2,878,328	78.0%
3 公債費	43,066,000	43,037,581	0	28,419	99.9%
合 計	56,165,000	53,258,253	0	2,906,747	94.8%

④ 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は 88,877,149円、歳出決算額は 88,590,049円で、歳入歳出差引額は 287,100円である。

歳入決算額は前年度に対して6,282,388円(△6.6%)の減額、歳出決算額は前年度に対して6,478,088円(△6.8%)の減額となった。

収入未済額は △280,500円である。

歳入の状況

(単位:円)

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-(B+C)	収入率 B/A	構成比率 B/計
1 後期高齢者医療保険料	55,556,920	55,837,820	0	△ 280,900	100.5%	62.8%
2 使用料及び手数料	1,280	880	0	400	68.8%	0.0%
3 繰入金	31,504,909	31,504,909	0	0	100.0%	35.4%
4 繰越金	91,400	91,400	0	0	100.0%	0.1%
5 諸収入	1,442,140	1,442,140	0	0	100.0%	1.6%
合 計	88,596,649	88,877,149	0	△ 280,500	100.3%	100.0%

後期高齢者医療保険料  
収入未済額の状況

(単位:円)

税 目 等	年 度 別	収入未済額	
		人 数	金 額
後期高齢者医療 保 険 料	令和3年度分	2	3,100
	令和2年度 以前分	0	0
合 計			3,100

歳出の状況

(単位:円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A
1 総務費	3,464,000	2,652,790	0	811,210	76.6%
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	87,869,000	85,745,159	0	2,123,841	97.6%
3 諸支出金	220,000	192,100	0	27,900	87.3%
合 計	91,553,000	88,590,049	0	2,962,951	96.8%

⑤ 再生可能エネルギー発電事業特別会計

再生可能エネルギー発電事業特別会計の歳入決算額は11,819,660円、歳出決算額は2,458,506円で、歳入歳出差引額は9,361,154円である。

歳入決算額は前年度に対して1,349,853円(△10.2%)の減額、歳出決算額は前年度に対して6,834,595円(△73.5%)の減額となった。

歳入の状況

(単位:円)

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-(B+C)	収入率 B/A	構成比率 B/計
1 財産収入	18,715	18,715	0	0	100.0%	0.2%
3 諸収入	7,924,533	7,924,533	0	0	100.0%	67.0%
4 繰越金	3,876,412	3,876,412	0	0	100.0%	32.8%
合 計	11,819,660	11,819,660	0	0	100.0%	100.0%

売電収入の推移

(単位:円)

年度別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売電収入額	0	6,282,790	9,650,366	13,080,607	7,924,533

歳出の状況

(単位:円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A
1 発電事業費	30,727,000	2,458,506	23,000,000	5,268,494	8.0%
合 計	30,727,000	2,458,506	23,000,000	5,268,494	8.0%

#### 4. 企業会計の状況

##### (1) 簡易水道事業会計の状況

###### ① 収支の状況

簡易水道事業会計の収益的収支は、税込の事業収益が 169,808,675円、事業費用が 142,255,557円となった。税抜の当年度純利益は 21,892,316円となっている。

資本的収支は、税込の収入が 7,597,127円、支出が 84,269,787円となり、差引不足額 76,672,660円を当年度分損益勘定留保資金 44,910,680円及び繰越利益剰余金 31,761,980円で補てんしている。

収益的収支予算決算対比表(税込)

(単位:円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減
事業収益	163,889,000	178,785,340	14,896,340	168,323,000	169,808,675	1,485,675
事業費用	141,138,000	137,590,082	△ 3,547,918	150,729,000	142,255,557	△ 8,473,443
差 引	22,751,000	41,195,258	18,444,258	17,594,000	27,553,118	9,959,118

純損益額(税抜)

(単位:円)

区 分	令和2年度	令和3年度
当年度純損益	35,988,836	21,892,316
当年度未処分利益剰余金	54,398,095	21,892,316

###### ② 収益の内容

簡易水道事業収益は、消費税等税込の予算額 168,323,000円に対し、決算額 169,808,675円で収入率は100.9%となった。

また、営業収益のうち水道使用料の調定額は前年度までの税込未収金額2,996,082円を加えた 70,539,822円であり、それに対し収納額は 67,679,420円で収納率は 95.9%となっている。水道使用料の未収金額は、過年度分も含め 2,860,402円である。

###### ③ 費用の内容

簡易水道事業費用は、税込の予算額 150,729,000円に対し、決算額 142,255,557円で執行率は 94.4%となった。

営業費用は、損益計算する税抜額で原水及び浄水費 10,534,916円、配水及び給水費 6,787,293円、総係費 19,749,609円、減価償却費 93,969,863円である。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費 8,233,724円、雑支出 2,442,523円である。また特別損失は、過年度損益修正損が 17,909円である。

収益の支出予算決算状況(税込)

(単位:円)

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A - B	執行率 B/A
営業費用	139,935,000	134,002,133	5,932,867	95.8%
営業外費用	10,734,000	8,233,724	2,500,276	76.7%
特別損失	60,000	19,700	40,300	32.8%
合 計	150,729,000	142,255,557	8,473,443	94.4%

給水の状況

項 目	単 位	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	比 較	
				増 減	%
給 水 人 口	人	3,181	3,127	△ 54	△ 1.7
給 水 戸 数	戸	1,805	1,778	△ 27	△ 1.5
年 間 総 配 水 量	m3	478,229	481,664	3,435	0.7
1 日 平 均 配 水 量	m3	1,310	1,319	9	0.7
年 間 総 給 水 量	m3	361,423	352,332	△ 9,091	△ 2.5
1 日 平 均 給 水 量	m3	990	965	△ 25	△ 2.5
年 間 総 無 効 水 量	m3	116,806	117,311	505	0.4
有 収 水 量 率	%	75.6	73.1	△ 2.5	△ 3.3
水 道 普 及 率	%	72.7	74.2	1.5	2.1

## (2) 下水道事業会計の状況

### ① 収支の状況

下水道事業会計の収益的収支は、税込の事業収益が 180,649,004円、事業費用が 158,307,734円となった。税抜の当年度純利益は 18,432,556円となっている。

資本的収支は、税込の収入が 10,794,500円、支出が 82,280,283円となり、差引不足額 71,485,783円を当年度分損益勘定留保資金 44,910,680円及び繰越利益剰余金 26,575,103円で補てんしている。

収益的収支予算決算対比表(税込)

(単位:円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減
事業収益	185,141,000	185,130,747	△ 10,253	180,616,000	180,649,004	33,004
事業費用	161,525,000	155,289,030	△ 6,235,970	167,171,000	158,307,734	△ 8,863,266
差 引	23,616,000	29,841,717	6,225,717	13,445,000	22,341,270	8,896,270

純損益額(税抜)

(単位:円)

区 分	令和2年度	令和3年度
当年度純損益	26,046,981	18,432,556
当年度未処分利益剰余金	40,096,009	18,432,556

### ② 収益の内容

下水道事業収益は、消費税等税込の予算額 180,616,000円に対し、決算額 180,649,004円で収入率は 100.0%となった。

また、営業収益のうち下水道使用料の調定額は前年度までの税込未収金額 2,525,840円を加えた 78,579,970円であり、それに対し収納額は 75,961,140円で収納率は 96.7%となっている。下水道使用料の未収金額は、過年度分も含め 2,618,830円である。

### ③ 費用の内容

下水道事業費用は、税込の予算額 167,171,000円に対し、決算額 158,307,734円で執行率は 94.7%となった。

営業費用は、損益計算する税抜額でポンプ場費 6,020,351円、処理場費 47,363,139円、総係費 20,736,451円、減価償却費 70,140,410円である。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費 8,925,800円、雑支出 2,113,967円である。また特別損失は、過年度損益修正損が 2,318円である。

収益的支出予算決算状況(税込)

(単位:円)

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A - B	執行率 B/A
営業費用	155,125,000	149,379,384	5,745,616	96.3%
営業外費用	11,846,000	8,925,800	2,920,200	75.3%
特別損失	200,000	2,550	197,450	1.3%
合 計	167,171,000	158,307,734	8,863,266	94.7%

農業集落排水処理施設の状況

処理区域	月平均賦課件数(件)		年間汚水流入量(m <sup>3</sup> )		年間汚泥処分量(m <sup>3</sup> )	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
生山・霞地区	424.4	427.2	96,900	92,637	514.8	540.0
多里地区	204.3	208.8	42,090	42,072	133.2	108.0
石見地区	125.7	126.2	26,353	26,120	86.4	86.4
矢戸地区	99.6	100.8	23,029	22,736	54.0	61.2
合 計	854.0	863.0	188,372	183,565	788.4	795.6

特定地域生活排水処理施設(合併処理浄化槽)の状況

月平均賦課件数(件)		新規設置基数(基)		設置済未接続基数(基)	
令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
792.5	793.9	6	4	24	23

(3) 病院事業会計の状況

① 収支の状況

病院事業会計の収益的収支は、税込の事業収益が1,245,819,929円、事業費用が1,193,138,516円となった。税抜の当年度純利益は51,850,335円となっている。

資本的収支は、税込の収入が 97,903,000円、支出が 118,669,680円となり、差引不足額 20,766,680円を過年度分損益勘定留保資金で補てんしている。

収益的収支予算決算対比表(税込)

(単位:円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減
事業収益	1,187,825,000	1,181,999,135	△ 5,825,865	1,227,420,000	1,245,819,929	18,399,929
事業費用	1,187,825,000	1,162,153,912	△ 25,671,088	1,227,420,000	1,193,138,516	△ 34,281,484
差 引	0	19,845,223	19,845,223	0	52,681,413	52,681,413

純損益額(税抜)

(単位:円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当年度純損益	19,293,140	18,490,068	51,850,335
当年度未処分利益剰余金	843,244,154	861,734,222	913,584,557

② 収益の内容

病院事業収益は、消費税等税込の予算額1,227,420,000円に対し、決算額 1,245,819,929円で収入率は 101.5%となった。

医療費の未収金額は、過年度分も含め 9,248,971円である。

③ 費用の内容

病院事業費用は、税込の予算額 1,227,420,000円に対し、決算額 1,193,138,516円で執行率は97.2%となった。

医業費用は、損益計算する税抜額で給与費 788,500,756円、材料費 73,665,098円、経費 185,571,234円、減価償却費 100,958,177円、資産減耗費 1,051,978円、研究研修費 2,542,602円である。

医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費4,754,005円、長期前払消費税額償却 4,704,867円、雑損失 23,892,716円である。

収益の支出予算決算状況(税込)

(単位:円)

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A
医業費用	1,211,341,000	1,178,313,347	33,027,653	97.3%
医業外費用	15,779,000	14,825,169	953,831	94.0%
予備費	300,000	0	300,000	0.0%
合 計	1,227,420,000	1,193,138,516	34,281,484	97.2%

患者数及び料金収益(税抜)

区 分		患者数(人)		料金収益(円)		
		延 数	一日平均	総 額	一人一日平均	
入院・施設	一般病棟(59床)	本年度	12,775	35.0	360,993,507	28,257.8
	医療療養(14床)	本年度	3,154	8.6	52,785,245	16,736.0
	介護療養(26床)	本年度	6,559	18.0	66,292,140	10,107.0
	合 計	本年度	22,488	61.6	480,070,892	21,347.9
		前年度	21,106	57.8	452,515,418	21,440.1
		増 減	1,382	3.8	27,555,474	△ 92.2
		増減率(%)	6.5	6.6	6.1	△ 0.4
外来・居宅	外 来	本年度	22,481	92.9	179,982,462	8,006.0
	居 宅 介 護	本年度	3,867	16.0	32,521,671	8,410.1
	合 計	本年度	26,348	108.9	212,504,133	8,065.3
		前年度	28,009	115.7	217,130,930	7,752.2
		増 減	△ 1,661	△ 6.8	△ 4,626,797	313.1
増減率(%)		△ 5.9	△ 5.9	△ 2.1	4.0	

※年間実診療日数 本年度 入院 365日、外来 242日 前年度 入院 366日、外来242日

第6 基金の状況

(1) 積立基金

(単位:千円)

基金の名称	令和2年度末現在高	増 減		令和3年度末現在高
		増 加	減 少	
財 政 調 整 基 金	2,042,378	348,464	348,464	2,390,842
減 債 基 金	730,900	1,159	1,159	732,059
公 共 施 設 等 建 設 基 金	1,553,645	235,891	235,891	1,789,536
わかもの定住促進基金	21,166	△ 2,426	3,974	18,740
菅が谷ブローラー生産団地基金	7,322	11	11	7,333
畜産センター基金	20,494	32	32	20,526
土木建設機械整備基金	25,526	40	40	25,566
緑と水のふるさと活性化基金	6,722	11	11	6,733
国際交流基金	19,411	31	31	19,442
こどもゆめ基金	65,948	20	105	65,968
地域医療総合確保基金	609,106	△ 15,044	966	594,062
J-クレジット運用基金	3,540	5	5	3,545
森林整備基金	12,293	49,983	49,983	62,276
美術振興基金	0	12,031	12,031	12,031
国民健康保険財政調整基金	316,041	△ 9,699	501	306,342
介護給付費準備基金	211,637	336	336	211,973
再生可能エネルギー発電事業基金	11,797	19	19	11,816
合 計	5,657,926	620,864	653,559	6,278,790

(2) 定額運用基金

(単位:千円)

基金の名称	令和2年度現在高	増 減		令和3年度末現在高
		増 加	減 少	
土 地 開 発 基 金	570,818	579	579	571,397
用 品 調 達 基 金	5,000	0	4	5,000
繁殖素牛導入基金	11,904	0	0	11,904
中小企業小口融資預託基金	19,500	0	0	19,500
合 計	607,222	579	583	607,801

※増減欄は、基金残高に合わせて端数調整あり。なお各年度現在高は、地方自治法第235条の5(出納の閉鎖)の期日現在の数値とする。

※土地開発基金は土地を、用品調達基金は貯蔵品を、繁殖素牛導入基金は貸付牛を含む金額を計上している。

## 第7 むすび

各会計の決算を審査した内容から若干の意見を述べる。

### 1. 全般的事項

決算附属資料である「主要施策の成果及び財産に関する調書」の書式は、歳出額や財源内訳など前年度との比較に加え、繰越額や執行率、不用額、当初予算額などデータに工夫を重ねてきた。しかし、事業成果項目については、会議等の開催回数などの数値や事業内容までしか記載されていない。当該事業により、どのような成果があり、地域等がどのように変わってきたのかということも積極的に示していただきたい。

### 2. 歳入関係

#### (1) 基金管理事務

令和2年9月から開始した基金の「一括運用」で生じた利金等の積み立てにより、令和3年度の預金利息と債券の運用収益の総額は9,572,989円となった。このうち、出納室の「基金管理事務」における財産収入7,476,696円がすべて一括運用分である。この事務での財産収入額の推移は、預金利率が下がってきた令和元年度が3,905,993円、令和2年度は4,068,755円となったことを踏まえ、一括運用の成果が表れたことを評価する。

#### (2) 財政管理事務

特別交付税は、近年における最も多額の交付額（629,140千円、対前年度比129,636千円の増）となった。項目別算定「ルール分」では、特例的な措置となった項目もあったが、その一方で新型コロナ対策補助金にも該当しうる事業を、特別交付税算定項目に振り替えて24,203千円の算定額を確保したことは評価できる。

#### (3) 賦課徴収事務

未収金取組み会議は、平成30年度から「町税等未収金取組み会議設置要綱」により年間で2回の開催と規定され、令和3年度は2回開催された。しかし、打開策が集約・実行できておらず、目立った成果は示されなかった。コロナ禍もあり事務の効率的推進が停滞する中、鳥取県との連携による、県及び西部地区での包括的な対応も含め検証と方向の手立てを整理していく必要を感じる。

また、令和3年度をもって納税組合を廃止し、税金及び料金の徴収は全て個人納付の形態となった。従前からの窓口・口座振替による納付に加え、コンビニ納付も開始され納めやすさは向上したと思われるが、納税組合の利点であった「滞納を未

然に防ぐ効果」が無くなったことにより滞納者の増加が懸念される。適宜、未納者を把握され滞納防止を図られたい。

### 3. 歳出関係

#### (1) 一般管理事務

前年度の定期監査（第2回）で指摘した職員の服務に関する規則等の見直しについては、令和4年7月29日付で「新型コロナウイルス感染防止に係る勤務等の取扱いについて」の内規を作成され職員に周知されたところである。

さらに、出張や勤務等の電子申請についても実態に即し、旅費規則や服務規程の見直しを図られたい。

#### (2) 商工総務一般管理事務

今年2月にキャッシュレスシステムがスタートした。町では住民に配布した「たったもカード」に、2月と3月にそれぞれ2,000ポイントと10,000ポイントを付与した。本年3月末のポイントの利用率は29%、自分で入金したチャージ利用率は59%、同時期での利用率は、男性44%、女性50%、全体で47%であった。ちなみに決算審査を行った7月末までの利用率は、ポイント分は69%、チャージ分は86%、男性82%、女性84%、全体で83%の利用率という高い数値となった。

本年2月から7月までに日南町内において「たったもカード」で買い物をされた総額は、1億2,000万円となっている。カードの利用可能店舗も48店舗で増加の動きもあり、また町外からのカード利用者も一定あるという。このことからカードや制度の認知度も高くなっており、消費者や店舗にとって高い評価を得ている。今後さらに利用促進を図り、「町内でお金が回る」仕組み作りに取り組んでいただきたい。

#### (3) 高齢者生活福祉センター管理運営事務

かすみ荘は平成3年春に竣工し、平成16年度からは日南福祉会が運営。平成31年度に利用を休止し、施設の在り方の検討が始まった。以後、施設の維持管理のみの事業となり、令和2年度決算額は939千円、3年度は679千円となっている。構造は鉄筋コンクリート造平屋建てで、減価償却資産耐用年数は47年。築後31年が経過し、電気系統は定期点検を行っており使用可能であるが、冷暖房及び水道施設は配管の劣化により修繕には多額の経費が必要である。躯体は耐用年数の範囲内であり、施設の建て替えには、隣接する崖の工事も必要と聞く。施設の利活用については、廃止も含め結論を出していくべきと考える。

#### (4) 21世紀水田農業確立対策事業（スマート農業社会実装促進事業）

令和3年度から新たな農業支援策として、県の間接補助による「スマート農業社会実装促進事業」に取り組み、4事業者に対しオートトラクター、直進アシスト付田植機、ドローンなどの購入補助が実施され、農業分野でのスマート技術の活用が図られたところである。

当事業の補助金交付要綱及び実施要領によると、補助対象事業者は認定農業者に限らず集落営農組織や任意組織も含まれている。しかしながら、町からの事業周知や説明は認定農業者及び農事組合法人に対してのみ行われていた。当該事業はもとより、新たな助成制度が創設された場合は補助対象事業者への事業周知に公平を期されたい。

#### (5) 介護保険特別会計 地域ケア会議推進事業

介護保険制度は平成12年度に始まったが、日南町ではすでに昭和59年から「訪問連絡会」を看護師とヘルパーが月に1回行っていた。平成18年度の法改正で、市町村が介護保険制度の事業として「地域支援事業」を実施することになった。その中で「在宅支援会議」は毎週1回、日南病院、日南福祉会、日南町地域包括支援センターの関係者等が集まり、在宅生活の継続や退院後の在宅生活の再開に向けた対応を検討している。

この会議の特徴は、参加者全員が個々の細かな情報を共有し、今後の対応を検討しており、視察に来町した医療職の人々が驚いている。一方、包括支援センターを視察した人は、個々の課題を町全体の高齢者の課題としてとらえて、保健医療・介護・福祉の多機関で取り組んでいることを高く評価している。

これらの取り組みが、百歳体操など町民自らの主体的な介護予防の行動につながっていくことを期待している。

#### (6) 病院事業会計 契約事務

「オンライン資格確認システム導入委託業務」（契約額1,650,000円）は随意契約により執行されていたが、予定価格調書及び完成検査調書が作成されておらず一連の契約事務に不備があった。また、「新館冷温水発生機（2号機）更新工事」（契約額9,790,000円）についても随意契約により執行されていたが、その随意契約理由は競争入札に適さない合理的な理由とは考えにくい。

契約事務の執行にあたっては指名審査会に諮るなど、公正性、競争性及び透明性の確保についての検討をされたい。